

我孫子市国土強靱化地域計画 【基本計画編】

我孫子市

目 次

第1章 総論	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の構成	3
5 地域防災計画との違い	3
6 計画策定・改定のプロセス	4
第2章 市の地域特性	5
1 位置及び概況	5
2 自然環境	5
3 社会環境	6
4 我孫子市で想定される自然災害	7
第3章 基本目標	11
1 基本目標	11
2 事前に備えるべき目標	11
第4章 リスクシナリオと脆弱性評価	12
1 脆弱性評価の考え方	12
2 想定するリスク	12
3 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の想定	12
4 施策分野の設定	14
5 脆弱性の分析・評価の手順	14
6 リスクシナリオと国土強靱化の施策	14
7 脆弱性の分析・評価の結果	17
第5章 リスクへの対応方針	18
1 直接死を最大限防ぐ。	18
2 救急・救助、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。	22
3 必要不可欠な行政機能は確保する。	26
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。	27
5 経済活動を機能不全に陥らせない。	29
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	32
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。	34
8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	36
第6章 計画の推進と進捗管理	38
1 施策の重点化	38
2 国土強靱化地域計画の施策と総合計画の事務事業との関係	41
3 進捗状況の把握	41
4 計画の見直し	41
【別記】脆弱性の分析・評価	52

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、マグニチュード9.0の巨大な地震で、巨大津波と多数の被災者の発生等、東日本全土に及ぶ広域的な被害と影響を及ぼした。我孫子市においても、布佐地区等の低地で液状化現象が発生し、建物、塀、電柱、道路、地下埋設管等に大きな被害が発生した。

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、南関東地域で今後30年間にマグニチュード7クラスの地震が発生する確率は70%程度と推計されており、我孫子市直下でマグニチュード6.9の地震が発生した場合、最大震度6強の揺れになることが想定されている。

一方、令和元年9月の「令和元年房総半島台風（台風15号）」、令和元年10月の「令和元年東日本台風（台風19号）」等、全国で近年の気候変動に伴う大雨や突風被害が頻発している。

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等が発生しても国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守り、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行した。

また、平成26年6月には、基本法に基づき国土の強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を策定した。

千葉県においても、平成29年1月に「千葉県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定するなど、強靱な国づくりに向けた取組を進めている。

このような状況を踏まえ、我孫子市においても、国の動向を踏まえつつ、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、令和2年8月に「我孫子市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定した。この計画は、令和2年度から4年度までの計画期間であったことから、我孫子市総合計画や市の分野別の各種計画との整合を図り、令和5年3月に新たに策定するものである。

●国土強靱化とは

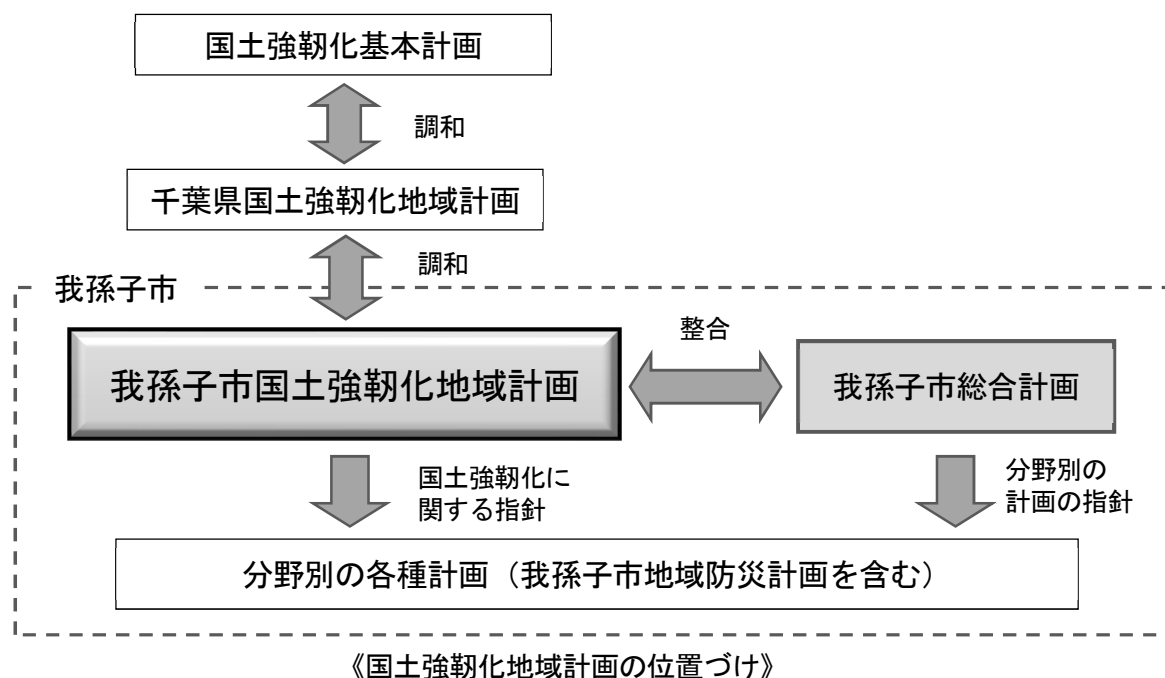
あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするもの。

国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）基本編
（令和2年6月） 内閣府

2 計画の位置づけ

基本法において、国基本計画は他の計画等の指針となるべきものであり、国土強靱化に関しては、他の計画等の上位計画に位置づけられる。

本計画においても、国の「国土強靱化基本計画」及び「千葉県国土強靱化地域計画」と調和を図りつつ、市のまちづくりの基本的な指針である総合計画と整合を図りながら、国土強靱化に関する市の指針を示す計画として位置づける。



【基本法第13条（国土強靱化地域計画）】

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

【基本法第14条（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）】

国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和10年度までの6年間とする。

4 計画の構成

本計画は、「基本計画編」及び「アクションプラン編」の2編で構成する。
 主な内容は、次のとおりである。

《計画の構成》

編	内容
基本計画編	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の目的、位置づけ等 ・ 基本目標 ・ 想定するリスクシナリオと脆弱性評価 ・ リスクへの対応方針（施策） ・ 計画の推進
アクションプラン編	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスクシナリオに対応する施策及び事業計画

5 地域防災計画との違い

市の防災については、地震、風水害、大規模事故等の個別の災害やリスクごとに対策を整理し、「我孫子市地域防災計画（地震対策編・風水害対策編・大規模事故対策編・放射性物質事故対策編）」を策定している。

我孫子市地域防災計画は、発災前の災害予防対策から、発災時の応急対策、発災後の復旧・復興までの災害対策について取りまとめたものである。

一方、国土強靱化は、災害やリスクごとの対策をまとめるものではなく、あらゆる災害やリスクを見据えて、どのような事態が発生しようとも最悪の事態を避けるために、強靱な行政機能、地域社会を事前（平常時）につくることを目的としている。

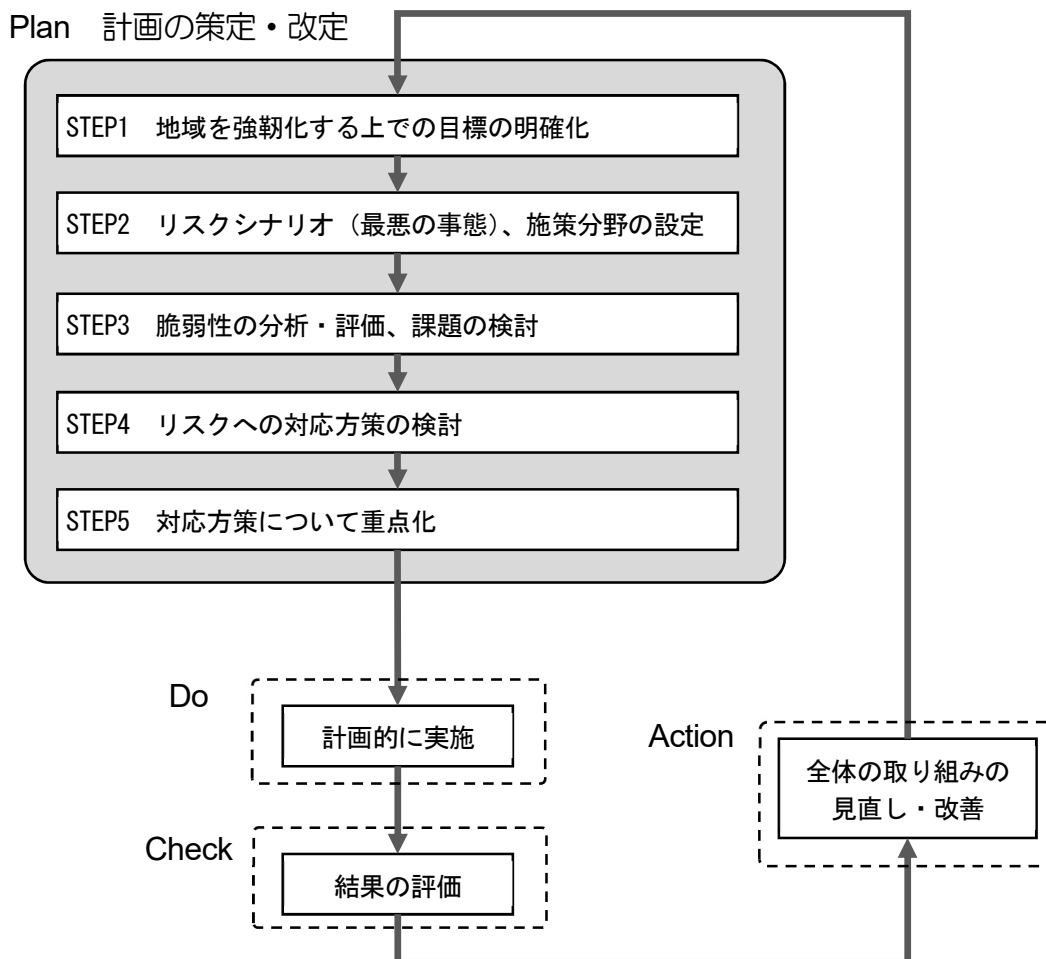
そのため、国土強靱化地域計画は、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を明らかにし、それを回避できなかった場合の影響の程度、施策の重要性、緊急度等を考慮して、対応方針の重点化を行うものである。

《国土強靱化地域計画と地域防災計画との違い》

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討のアプローチ	自然災害全般	災害の種類ごと
対象とする災害フェーズ	発災前（平常時）	発災前・発災時・発災後
施策の設定方法	人命保護や被害最小化等を図るため、最悪の事態を回避する施策	予防・応急・復旧・復興等の具体的対策
施策の重点化・指標	実施	—

6 計画策定・改定のプロセス

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱地域計画ガイドライン」を参考に、次の手順により本計画を策定・改定する。



第2章 市の地域特性

1 位置及び概況

我孫子市は、千葉県北西部に位置し、面積は43.15 km²であり、南は手賀沼、北は利根川にはさまれた位置にある。市の北は利根川を隔てて茨城県取手市及び茨城県北相馬郡利根町と相對しており、北西及び南西は柏市、南東は印西市と接している。

東京都心から JR 常磐線で約 35 分のところにある。

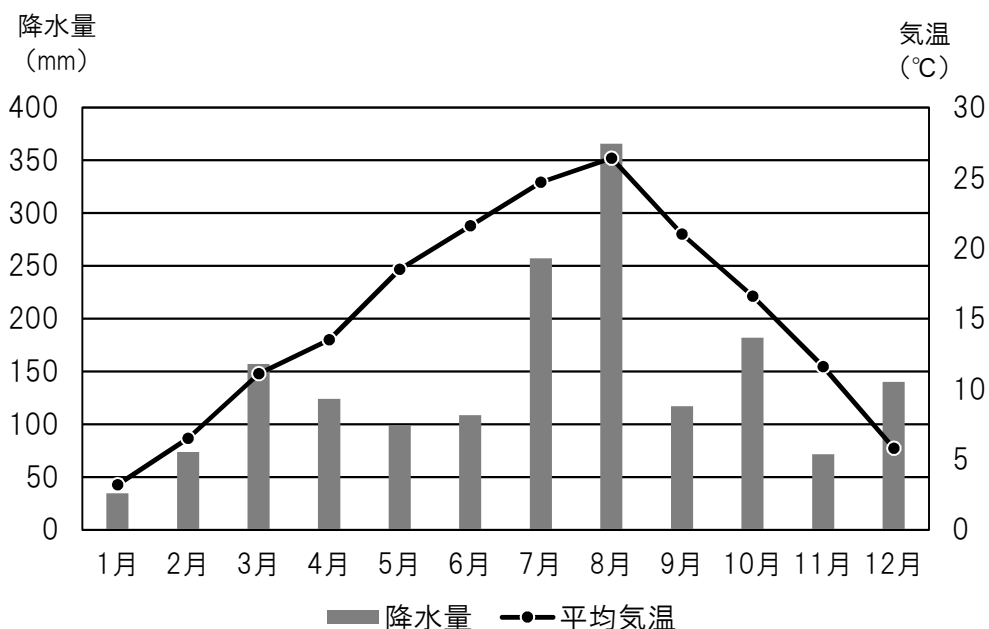
2 自然環境

(1) 地形・地質

我孫子市は、南に手賀沼、北に利根川を配する細長い馬の背状の土地となっている。市の中心部を東西に、標高 10~20m の洪積台地が形成され、その周辺に手賀沼や利根川の侵食や堆積作用により形成された標高 10m 以下の沖積低地が分布している。手賀沼に至る緩やかな南斜面林や利根川に面した北斜面林、その周辺に広がる水田地帯や河川敷など、肥沃な土壤に育まれた豊かな緑と水環境を擁した、自然の多いまちである。

(2) 気候

気候は、比較的温暖であり、令和 3 年の平均気温は 15.0℃、月平均最高気温は 30.9℃、月平均最低気温は-1.5℃、降水量は年間 1,729.5mm であった。



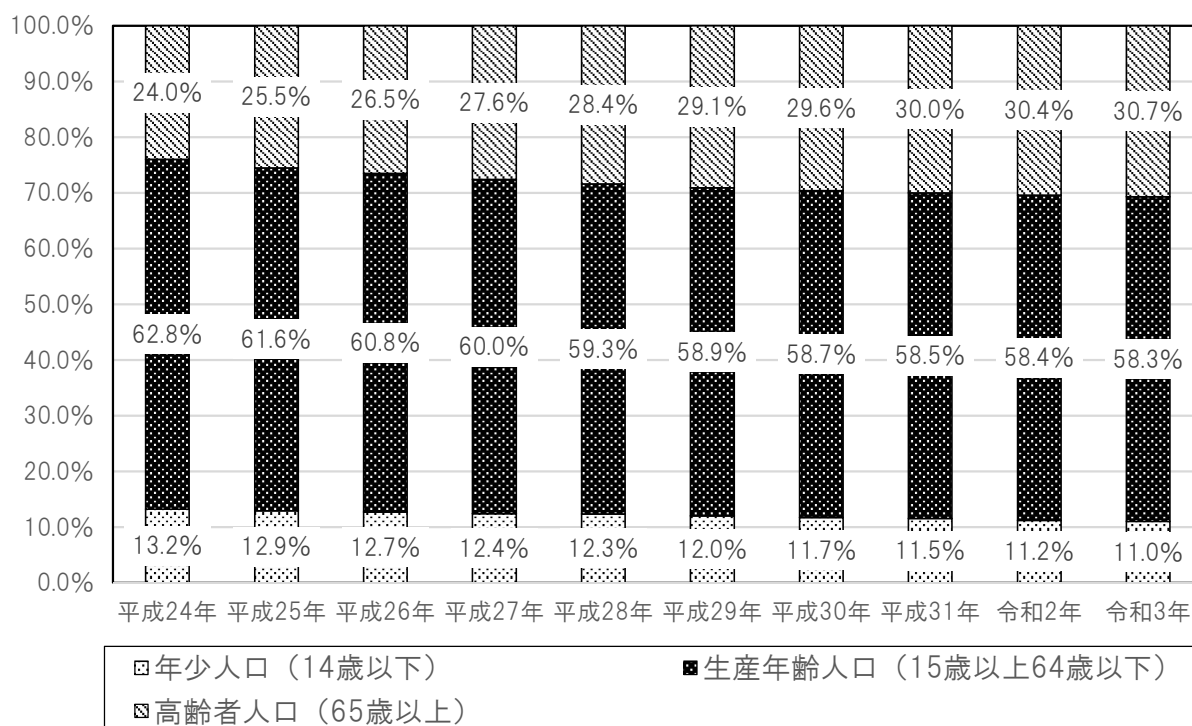
《気温と降水量の変化（令和3年）》 出典：2021 統計書

3 社会環境

(1) 人口

我孫子市の人口は、令和4年4月1日現在、131,258人、60,578世帯で、1世帯当たりの人口は、2.2人となっている。

年齢別人口では、年少人口（14歳以下）が11.0%、生産年齢人口（15歳以上64歳以下）が58.3%、老年人口（65歳以上）が30.7%となっている。



《年齢別人口の割合の推移》 出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 土地利用

市内の土地利用状況は、令和3年1月1日現在、田及び畑が30.1%と最も多く、宅地は26.8%である。毎年宅地が増加し、農地や樹林地が減少している傾向にある。

利根川沿い及び手賀沼沿いの低地は水田として利用されており、斜面は樹林地として残され、台地上にも樹林地が点在している。台地上は主に宅地及び畑が分布する。開析谷は農地として利用されてきたが、埋土等により人工的に改変され、住宅地として利用されているところも多い。

(3) 建物

我孫子市の建物は、令和3年1月1日現在、木造建物が32,654棟、非木造建物は8,231棟となっており、年々非木造建物の割合が増えている。

(4) 道路

市域を国道356号が東西にのび、市の要所を連絡している。幅員が狭く通過交通量が多いという問題点があるが、重要な幹線道路となっている。

このほか、国道6号、主要地方道船橋我孫子線、主要地方道千葉竜ヶ崎線等の幹線道路が存

在している。現在、都市計画道路の整備が進捗しており、今後さらに各地区間の交通は良好になりつつある。

新興住宅地内の街路は幅員が広く、直線的で連絡性も良いが、旧市街地の街路は幅員が狭く、屈曲し、見通しが悪い街路が多い。スプロール、崖地等の影響により、街路の接続が悪い場所が台地縁辺部に見られる。

(5) 鉄道・路線バス

鉄道は、市内を南北方向に走る JR 常磐線と、我孫子駅を起点に分岐し東西方向に走る JR 成田線とがあり、市内に 6 つの駅がある。市内のほぼ全域が鉄道のサービス圏としてカバーされており、主要な駅の 1 日平均の乗車人数は、令和 2 年度では、我孫子駅が 2 万 3,377 人、天王台駅が 1 万 4,437 人となっている。

路線バスは、JR 常磐線の我孫子駅と天王台駅を起点に路線網が形成されている。

4 我孫子市で想定される自然災害

(1) 地震災害

我孫子市を含む南関東地域は、ユーラシアプレート、フィリピン海プレート及び太平洋プレートの会合部にあたり、最も地震活動の活発な地域となっている。これまでに我孫子市に被害を及ぼした地震は、安政江戸地震（1855 年）、関東地震（1923 年）、東日本大震災（2011 年）等が挙げられる。

特に、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）では、我孫子市の震度は 5 弱（計測震度 4.8）であったが、布佐地区等の低地で液状化現象が発生し、建物、塀、電柱、道路、地下埋設管等に大きな被害が発生した。

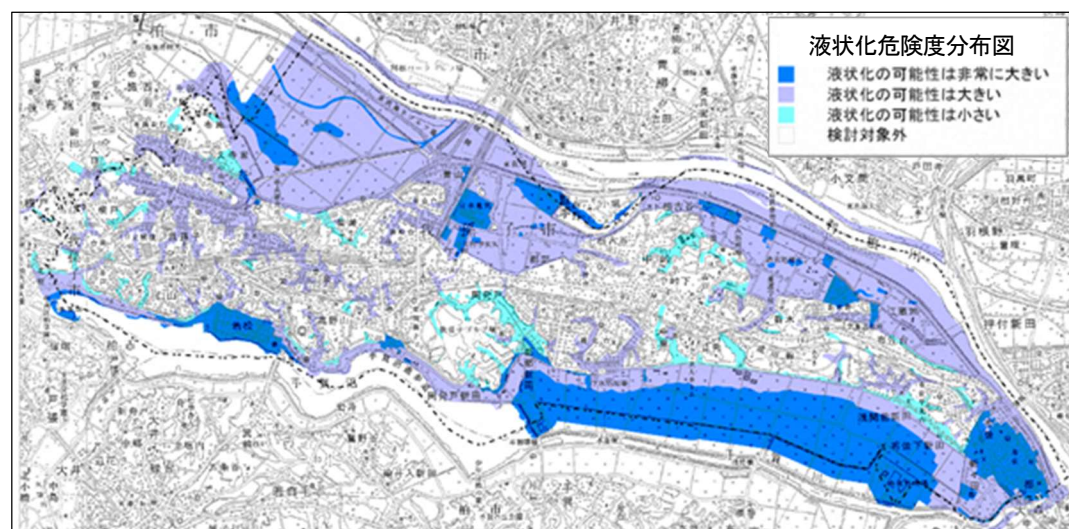
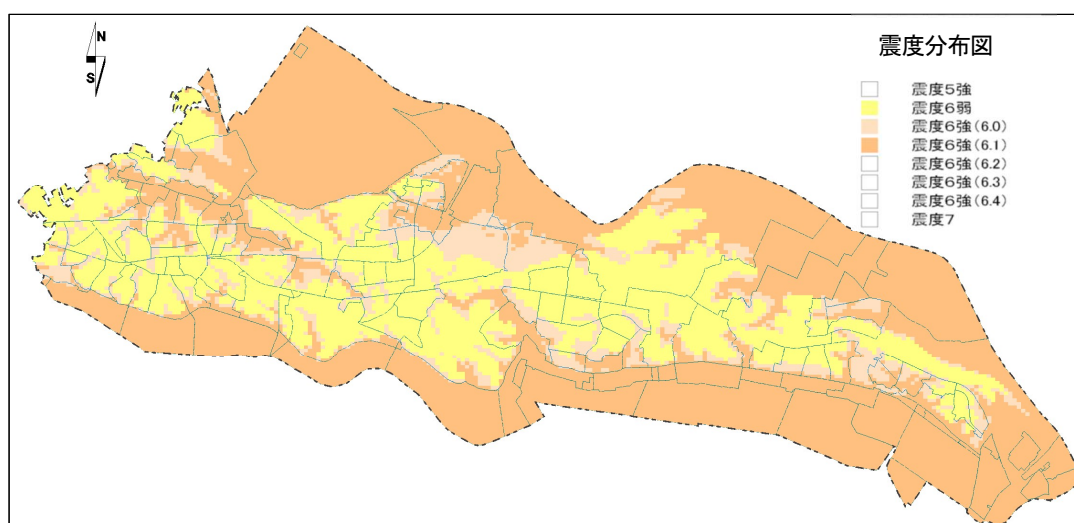
《東日本大震災での我孫子市の被害》

項目		被害の概要
人的被害		軽傷者 2 名
住家被害		全壊 134 棟、大規模半壊 5 棟、半壊 96 棟、一部損壊 3,319 棟
ライフライン	電気	青山、青山台、岡発戸、北新田、柴崎、中峠、下ヶ戸、中里、日秀、江蔵地、古戸、南青山、新木、新木野、布佐平和台、布佐、布佐西町、新々田などで約 2,800 件の停電 布佐地区は 3 月 12 日に復旧、それ以外は 3 月 12 日未明までに復旧
	水道	配水管の損傷で 191 戸が断水、宅内漏水により 1,700 戸が断水 3 月 16 日までに復旧
	下水道	概ね 4km の管路損害
道路被害		国道 356 号、県道 2 箇所が通行止め 被害の状況は、塀倒壊 77 箇所、液状化 45 箇所、損傷 157 箇所、電柱・信号柱倒壊等 18 箇所、マンホール隆起 15 箇所等 国道は 3 月 25 日、県道は 4 月 14 日に復旧、その他市内各所は 3 月 18 日までに復旧
公園		14 箇所で施設等に被害
鉄道		JR 常磐線、成田線とも運転見合わせ、成田線は 3 月 21 日に復旧

我孫子市地域防災計画では、我孫子市直下の地震（マグニチュード 6.9）を前提とし、地震動・液状化及び被害を次のように想定している。

《我孫子市直下の地震の被害想定》

想定項目	想定する被害の概要
震度、液状化	<ul style="list-style-type: none"> ・低地で震度6強、台地で震度6弱の揺れとなる。 ・低地で液状化現象が発生する。
被害	<ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準の古い建物を中心に全・半壊の被害、ブロック塀等の倒壊が発生する。 ・液状化によって道路の陥没、砂や地下水の噴出、建物の沈下、地下埋設管の被害が発生する。 ・住宅の密集地で火災が発生した場合は、延焼が拡大する。
機能障害	<ul style="list-style-type: none"> ・停電、断水、ガスの供給停止、電話の不通等の機能障害が発生する。
人的被害	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊建物等により死者、負傷者や、倒壊家屋等に閉じ込められた要救出者が発生する。 ・避難者は人口の15%を見込む。



《震度・液状化危険度分布》

(2) 風水害

我孫子市は、北側を利根川、南側を手賀沼にはさまれた地形であることから、過去において何度となく大水害に見舞われている。近年においては、河川及び排水路の末端、排水未整備地域において台風や集中豪雨等により、内水による水害が発生している。1981年の台風24号では、床上浸水264世帯、床下浸水554世帯が被害を受け、災害救助法の適用をうけた。

また、利根川や手賀沼の増水による二次的内水被害の発生も我孫子市の特徴である。

《風水害の履歴》

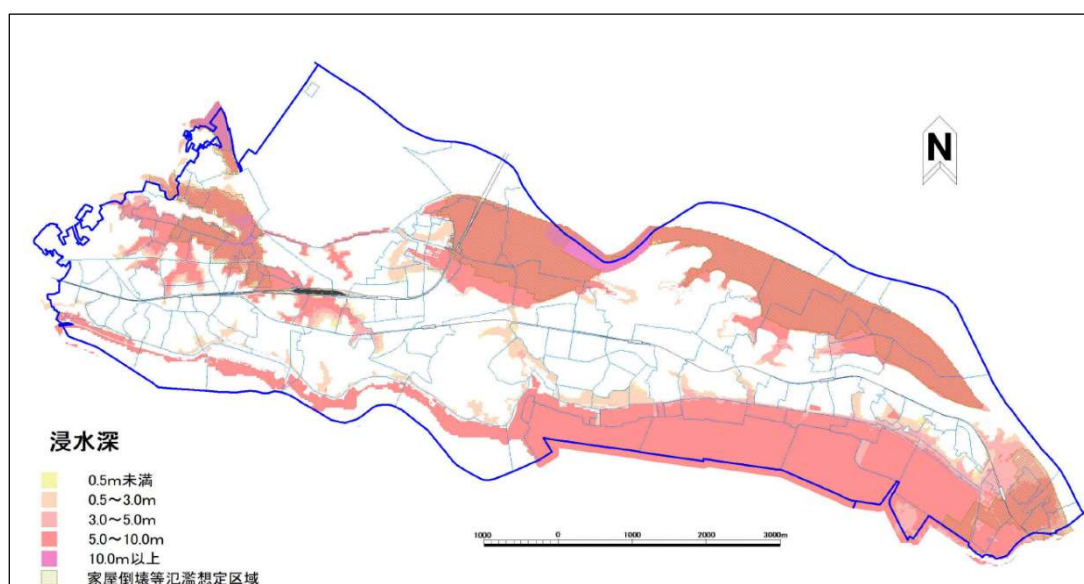
発生年月日	原因	被害
1981年10月22日	台風24号	床上浸水264世帯、床下浸水554世帯、災害救助法が適用
1991年9月19日	台風18号	床上・床下浸水85件
2003年8月5日	豪雨	床上浸水30戸、床下浸水82戸、道路冠水29箇所
2007年6月10日	集中豪雨	床上浸水17件、床下浸水67件、土砂流出3件
2008年8月30日	集中豪雨	床上浸水28件、床下浸水145件
2013年10月15日～16日	台風26号	床上浸水101件、床下浸水309件

市は、利根川、手賀川及び手賀沼が大雨によって増水し、堤防が決壊した場合を想定して「あびこハザードマップ」を作成している。このマップは、利根川流域及び手賀川・手賀沼流域で想定最大規模の雨が降った場合を想定し、水防法に基づき国土交通省及び千葉県が作成した浸水想定区域図より作成したものである。この浸水想定区域を外水氾濫の想定とする。

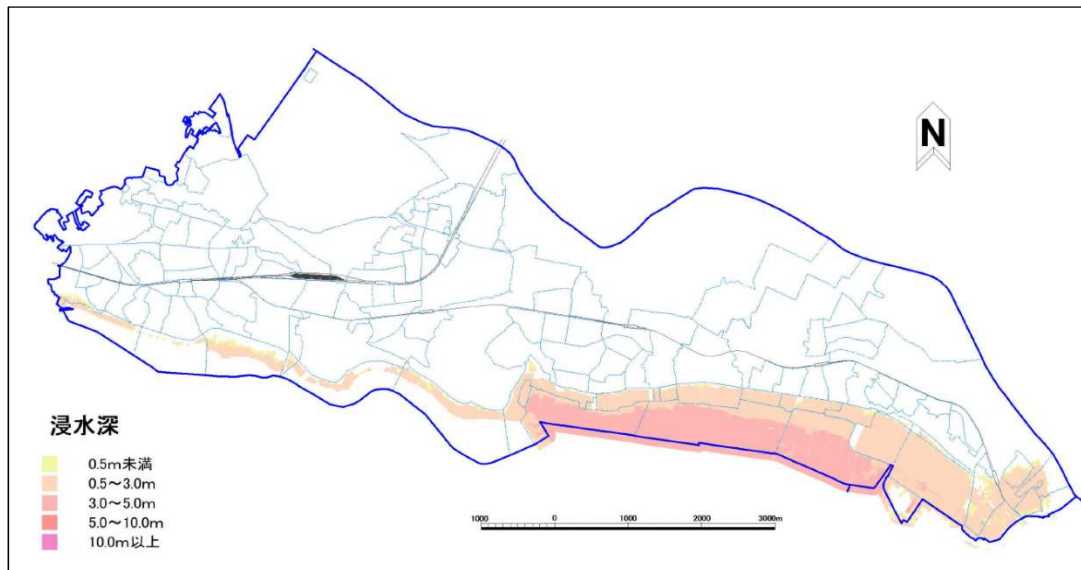
「あびこハザードマップ」には、浸水実績を活用した内水浸水想定区域図に基づく内水（浸水）ハザードマップを掲載している。この範囲を短時間に集中する豪雨により中小河川や排水路があふれる内水氾濫の想定とする。

《想定最大規模》

河川名	流域	想定雨量	公表年月日	作成機関
利根川	利根川流域	72時間 総雨量491mm	平成29年7月20日	国土交通省
手賀川・手賀沼	手賀川・手賀沼流域	48時間 総雨量815mm	平成29年6月30日	国土交通省・千葉県



《利根川の洪水ハザードマップ》



《手賀川・手賀沼の洪水ハザードマップ》

(3) その他の災害

その他の災害として、「富士山火山防災マップ」(内閣府)に基づく富士山の降灰、浅間山の降灰、土砂災害、大雪による雪害等が想定される。

第3章 基本目標

1 基本目標

国土強靱化地域計画は、基本法第14条で、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならぬ」と規定されている。

これを踏まえ、本計画の策定に当たっては、国基本計画及び県地域計画との調和を図り、次の4つの基本目標を定め強靱化を推進する。

《基本目標》

いかなる災害等が発生しようとも、

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化
- 4 迅速な復旧復興

を目指し、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進する。

2 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定して、より具体化し達成すべき目標として、次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

《事前に備えるべき目標》

- 1 直接死を最大限防ぐ。
- 2 救急・救助、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する。
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない。
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

第4章 リスクシナリオと脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国基本計画及び県地域計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められている。

本計画の策定においても、脆弱性評価を行い強靱化のための推進方針を策定する。

2 想定するリスク

国基本計画及び県地域計画では、「大規模自然災害全般」を想定するリスクとしている。

本計画においても、我孫子市地域防災計画で想定している「我孫子市直下の地震」での被害及び台風等に伴う大雨、強風等による被害等の「大規模自然災害全般」を想定するリスクとし、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策も考慮するものとする。

なお、大規模事故災害及びミサイル、テロ等の武力攻撃事態は、本計画の対象外とする。

3 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の想定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。

本計画においては、国基本計画、県地域計画の最悪の事態を参考にしつつ、我孫子市の地域特性及び本計画が想定するリスクを踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、36の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

《我孫子市のリスクシナリオ》

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ。	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地及び不特定多数が集まる施設の大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救急・救助、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救急・救助活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない。	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	陸上輸送ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5	金融サービス等の機能停止による生活・商取引等への甚大な影響
		5-6	食料等の安定供給の停滞
		5-7	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）、都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響
		7-5	農地等の荒廃による被害の拡大
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等の甚大な影響

4 施策分野の設定

3 で設定したリスクシナリオを回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策を念頭に置きつつ、市の状況に応じて施策分野を設定した。

我孫子市第四次総合計画では、将来都市像を実現するため、8 つの基本目標を定め、基本目標の達成に向けて取り組むべき基本施策と、施策を推進するための横断的な取組を進めることとしている。

本計画においても、我孫子市第四次総合計画との整合を図り、総合計画の基本目標を強靱化施策分野として設定し事業を整理する。

《強靱化施策分野》

- | | |
|---|---|
| 1 | 安全・安心：誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり |
| 2 | 健康福祉：誰もが健康で自分らしくともに暮らせるまちづくり |
| 3 | 子ども・教育：子どもと子育てにあたたかいまちづくり |
| 4 | 産業・観光：活力あふれにぎわいのあるまちづくり |
| 5 | 都市基盤・公共交通：快適で住み続けたいまちづくり |
| 6 | 環境：人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり |
| 7 | 生涯学習・文化・スポーツ：人と文化を育むまちづくり |
| 8 | 男女共同・人権・平和・国際交流：誰もが自分らしく輝ける共生社会を目指したまちづくり |
| 9 | 協働・行財政運営・シティプロモーション：施策推進のための横断的な取組 |

5 脆弱性の分析・評価の手順

脆弱性の分析・評価は、地域の強靱化を進める上でその前提となる、リスクシナリオに対する市の弱点を洗い出すプロセスである。

脆弱性の分析・評価は、まず、市が総合計画等で計画する施策によって、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の回避が可能であるか、縦軸に36のリスクシナリオを、横軸に9の施策分野を設けた相関表を作成し、現状や課題について評価・分析を行った。

6 リスクシナリオと国土強靱化の施策

リスクシナリオと国土強靱化の施策との相関は、次のとおりである。

《リスクシナリオと国土強靱化の施策との相関》 ●重点化する施策（事業計画あり） ○重点化以外の施策（再）は再掲

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	1 安全・安心	2 健康福祉	3 子ども・教育	4 産業・観光	5 都市基盤・公共交通	6 環境	7 生涯学習・文化・スポーツ	8 男女共同・人権・平和・国際交流	9 協働・行財政運営・シティプロモーション
1 直接死を最大限防ぐ。	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	●公共建築物の耐震化 ●民間建築物の耐震化等 ●消防体制の強化 ●消防団の強化 ●防災体制の強化 ○建築物の液状化対策 ○地震対策の推進 ○二次被害の防止		●教育文化施設等の整備		●災害に強い市街地の形成 ●道路等の整備		●教育文化施設等の整備		
	1-2 密集市街地及び不特定多数が集まる施設の大規模火災による多数の死傷者の発生	●火災予防対策等の推進 ●消防体制の強化(再) ●消防団の強化(再) ●防災体制の強化(再)		●教育文化施設等の整備(再)		●災害に強い市街地の形成(再)	●緑地の確保	●教育文化施設等の整備(再)		
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	●水防機能の強化 ●雨水排水施設の整備・維持管理 ●消防団の強化(再) ●防災体制の強化(再) ○防災知識の啓発	●要配慮者の避難体制の整備 ○要配慮者利用施設の避難体制の整備			●下水道施設の整備・維持管理				
	1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生	●宅地の耐震化 ●防災体制の強化(再) ○防災知識の啓発(再) ○土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備 ○富士山噴火による降灰対策					●緑地の確保(再)			
2 救急・救助、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	●応急給水体制の整備 ●防災体制の強化(再) ○家庭内備蓄の促進				●水道施設の耐震化・維持管理 ●水道の管理指導 ●道路等の整備(再)				
	2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救急・救助活動等の絶対的不足	●消防体制の強化(再) ●消防団の強化(再) ●防災体制の強化(再) ○消防の広域連携の強化 ○受援体制の整備								
	2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	●防災体制の強化(再) ○帰宅困難者対策の検討								
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	●防災体制の強化(再)	●医療体制の整備			●道路等の整備(再)				○災害時の石油燃料等の確保
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	●応急給水体制の整備(再)	●予防接種等の実施			●水道施設の耐震化・維持管理(再) ●水道の管理指導(再) ●下水道施設の整備・維持管理(再)	○消毒・害虫駆除体制の整備 ○し尿処理体制の整備			
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	●防災体制の強化(再)				●下水道施設の整備・維持管理(再)				
3 必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	●治安確保体制等の整備 ●交通安全体制等の確保								
	3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	●防災体制の強化(再) ●公共建築物の耐震化(再) ○防災拠点施設における非常用電源の確保		●教育文化施設等の整備(再)				●教育文化施設等の整備(再)		●行政機能の強化 ○業務継続体制の確保
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止	●防災体制の強化(再)								●情報伝達手段の整備
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	●防災体制の強化(再)								●情報伝達手段の整備(再) ○メディアに対する情報提供
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	●防災体制の強化(再) ○防災知識の啓発(再) ○防災拠点施設における非常用電源の確保(再)	●要配慮者の避難体制の整備(再) ○要配慮者利用						●外国人に対する防災知識の普及啓発	●情報伝達手段の整備(再) ●行政機能の強化(再)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	1 安全・安心	2 健康福祉	3 子ども・教育	4 産業・観光	5 都市基盤・公共交通	6 環境	7 生涯学習・文化・スポーツ	8 男女共同・人権・平和・国際交流	9 協働・行財政運営・シティプロモーション
			施設の避難体制の整備(再)							
5 経済活動を機能不全に陥らせない。	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	●民間建築物の耐震化等(再)			○民間事業者における事業継続計画(BCP)の策定促進					
	5-2 エネルギー供給の停止による社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響				○民間事業者における事業継続計画(BCP)の策定促進(再)					
	5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	●民間建築物の耐震化等(再) ●火災予防対策等の推進(再)								
	5-4 陸上輸送ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	●防災体制の強化(再)					●道路等の整備(再) ○信号機の停電対策			
	5-5 金融サービス等の機能停止による生活・商取引等への甚大な影響					○民間事業者における事業継続計画(BCP)の策定促進(再)				
	5-6 食料等の安定供給の停滞	●防災体制の強化(再)				●産業の強靱化 ●農地・農業用施設等の適切な保安全管理 ○民間事業者における事業継続計画(BCP)の策定促進(再)	●道路等の整備(再)			
	5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響						○水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利用等の取組の推進			
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)、都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止							●再生可能エネルギーの有効利用		
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	●応急給水体制の整備(再)					●水道施設の耐震化・維持管理(再) ●水道の管理指導(再)			
	6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止						●下水道施設の整備・維持管理(再)	●廃棄物処理施設の整備		
	6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止	●民間建築物の耐震化等(再) ●防災体制の強化(再)					●災害に強い市街地の形成(再) ●道路等の整備(再) ○信号機の停電対策(再)			
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	●消防体制の強化(再) ●消防団の強化(再) ●火災予防対策等の推進(再) ●防災体制の強化(再)					●災害に強い市街地の形成(再)	●緑地の確保(再)		
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	●民間建築物の耐震化等(再)					●災害に強い市街地の形成(再)			
	7-3 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	●水防機能の強化(再)					●下水道施設の整備・維持管理(再)			
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響							●環境モニタリングの推進		
	7-5 農地等の荒廃による被害の拡大					●農地・農業用施設等の適切な保安全管理(再)				
8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態						●廃棄物処理施設の整備(再)			
	8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	○関係機関との災害対応訓練の実施 ○受援体制の整備(再)								
	8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊による有形・無形の文化の衰退・損失							●文化財の保全	●地域におけるコミュニティ活動の推進	
	8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態						○地籍調査の推進			
	8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等の甚大な影響					●産業の強靱化(再) ●農地・農業用施設等の適切な保安全管理(再)				

7 脆弱性の分析・評価の結果

脆弱性の分析・評価のポイントは次のとおりである。

(1) 地域特性を踏まえた対策の必要性

我孫子市は、台地、利根川及び手賀沼沿いの低地、台地の中の浅い谷に区分され、地震の揺れ、液状化現象の発生、内水・外水氾濫の発生等、それぞれ地域的な特徴がみられる。

このような地域特性を踏まえたリスクシナリオを想定し、対策を検討する必要がある。

(2) 効果的なハード・ソフト対策の必要性

大規模自然災害に対し、施設の整備や耐震化等のハード対策のみでは不十分である。

防災知識の周知・啓発、防災訓練等による防災力の向上等、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、効果的に対策を推進する必要がある。

(3) 代替性・冗長性等の確保の必要性

いかなる災害が発生しても地域社会・経済が機能不全に陥らず、速やかに復旧・復興が可能となるように、バックアップの施設、システム等の整備により、代替性・冗長性を確保する必要がある。

(4) 国、県、地域住民、民間事業者等との連携の必要性

国土強靱化にかかる施策を効果的に実施するために、市のみならず、国、県等の関係機関と地域住民、民間事業者等との間で十分に連携を図ることが必要である。

これらのポイントを踏まえた、脆弱性の分析・評価は別記（52 ページ～）のとおりである。

第5章 リスクへの対応方針

脆弱性評価・分析を踏まえ、リスクシナリオを回避し、4つの基本目標を達成するため、次の施策により国土強靱化に取り組むものとする。

なお、●は重点化する施策、○は重点化以外の施策を示す。

1 直接死を最大限防ぐ。

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

●公共建築物の耐震化

市有の公共施設は、建て替え予定のものや一部の小規模施設を除き、耐震診断と必要に応じた耐震化がされている。今後は、施設の機能保全を図るために、「我孫子市公共施設等総合管理計画」に基づき、長寿命化にむけて必要な修繕工事を行い、適切な維持管理を実施する。

●民間建築物の耐震化等

「我孫子市耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物の耐震化や擁壁・ブロック塀等の倒壊防止を促進するための支援を実施する。

また、老朽化した空家の倒壊等を防止する必要性から、適切に管理されていない空家の対策を実施する。

●消防体制の強化

大規模火災の発生、市街地の拡大、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要の増大に対応できるよう消防力を強化する。

また、消防水利の整備、維持管理を実施する。

●消防団の強化

地域の災害対策の中核となる消防団（水防団）について、装備品、施設等の整備、消防団員の入団促進、各種訓練等を行い、強化を図る。

●防災体制の強化

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織の設立を促進するとともに、既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる。

また、災害の備えとして、引き続き食料や資機材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等、市の防災体制の強化に努める。

○建築物の液状化対策

地震発生時の液状化現象による建築物の損壊を防止するため、建築確認審査及び検査の機会をとらえ、安全性を確保する。

○地震対策の推進

県による地震被害想定調査の結果等を踏まえ、地震による被害軽減施策を進めるとともに、住民の防災意識の向上を図るため、あびこハザードマップを配布し、災害リスクを分かりやすく住民に周知する。

○二次被害の防止

余震等による家屋倒壊等の二次被害の発生を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の養成や資器材等の整備を進める。

●教育文化施設等の整備

学校や公民館等の教育文化施設は、児童生徒や多くの市民が利用する場であるとともに、災害時の避難所等として活用されるため、「個別施設計画」に基づき、長寿命化改修工事等を行い、適切な維持管理を実施する。

●災害に強い市街地の形成

災害による延焼火災や落下物、倒壊物の防止を図り、快適でくらしやすいまちをつくるため、地区の特性をいかしながら、地区計画、建築物等の規制等により災害に強い市街地を形成する。

●道路等の整備

災害時の物資輸送を行うため、道路の耐震化を図るとともに、適切な維持管理を実施する。
また、「我孫子市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき計画的に橋梁の定期点検・維持補修等を行う。

1-2 密集市街地及び不特定多数が集まる施設の大規模火災による多数の死傷者の発生

●火災予防対策等の推進

火災の防止、延焼防止等を図るため、防火対象施設に対して、検査、指導等を行い、火災予防を推進する。

●消防体制の強化【再掲】

大規模火災の発生、市街地の拡大、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要の増大に対応できるよう消防力を強化する。

また、消防水利の整備、維持管理を実施する。

●消防団の強化【再掲】

地域の災害対策の中核となる消防団（水防団）について、装備品、施設等の整備、消防団員の入団促進、各種訓練等を行い、強化を図る。

●防災体制の強化【再掲】

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織の設立を促進するとともに、既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる。

また、災害の備えとして、引き続き食料や資機材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等、市の防災体制の強化に努める。

●教育文化施設等の整備【再掲】

学校や公民館等の教育文化施設は、児童生徒や多くの市民が利用する場であるとともに、災害時の避難所等として活用されるため、「個別施設計画」に基づき、長寿命化改修工事等を行い、適切な維持管理を実施する。

●災害に強い市街地の形成【再掲】

災害による延焼火災や落下物、倒壊物の防止を図り、快適でくらしやすいまちをつくるため、地区の特性をいかしながら、地区計画、建築物等の規制等により災害に強い市街地を形成する。

●緑地の確保

「我孫子市緑の基本計画」に基づき、樹林地の保全、都市公園の確保・整備といった緑づくりを推進する。

また、土砂災害を防止するため、急傾斜地の保全や防災施設の整備の促進を図る。

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

●水防機能の強化

河川の氾濫を防ぐため、利根川・手賀川の重要水防箇所の強化、手賀沼の堤防、排水機場等の運用調整等の取り組みを国・県と連携して実施する。

●雨水排水施設の整備・維持管理

市街地での浸水被害を軽減するため、引き続き、準用河川、排水路、ポンプ場等の雨水排水施設、調整池等の雨水流出抑制施設の整備・改修、施設の適切な維持管理を実施する。

また、雨水の流出を抑制し市街地での浸水被害の軽減を図るため、住宅等の敷地内における雨水貯留タンク、雨水浸透施設の普及促進を図る。

●消防団の強化【再掲】

地域の災害対策の中核となる消防団（水防団）について、装備品、施設等の整備、消防団員の入団促進、各種訓練等を行い、強化を図る。

●防災体制の強化【再掲】

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織の設立を促進するとともに、既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる。

また、災害の備えとして、引き続き食料や資機材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等、市の防災体制の強化に努める。

○防災知識の啓発

住民への防災知識の普及啓発を図るため、あびこハザードマップについて、新たな災害の想定、指定避難場所等の指定・変更等にあわせて、掲載内容を更新し住民に配布する。

●要配慮者の避難体制の整備

災害時に住民が避難できるように住民の防災知識の普及啓発、自主防災組織による地域の避難体制を整備する必要がある。

特に、避難行動要支援者の安全を確保するために、「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、

避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿情報の利用及び提供を行うことにより、支援体制を構築する必要がある。

また、市等からの避難情報等を迅速に住民等に伝達するため、確実性の高い情報伝達手段を構築する。

○要配慮者利用施設の避難体制の整備

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制について、施設の管理者・事業者等が避難確保計画を作成し、避難訓練を実施するよう支援する。

●下水道施設の整備・維持管理

下水道施設について、大規模な地震発生時にも被害を最小限に止め機能を維持するため、「我孫子市下水道総合地震対策計画」に基づき、既存施設の耐震化を進めるとともに、避難所に下水道に直結したマンホールトイレを、順次整備する。

また、汚水処理施設等の長期機能停止を防止するため、下水道事業継続計画（BCP）の策定及び定期的な見直しを実施する。

1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生

●宅地の耐震化

大規模盛土造成地における滑動等の被害を軽減するため、大規模造成地の抽出、我孫子市大規模盛土造成地マップの公表による情報提供を行うとともに、必要な場合は防災地区の指定等を実施する。

●防災体制の強化【再掲】

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織の設立を促進するとともに、既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる。

また、災害の備えとして、引き続き食料や資機材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等、市の防災体制の強化に努める。

○防災知識の啓発【再掲】

住民への防災知識の普及啓発を図るため、あびこハザードマップについて、新たな災害の想定、指定避難場所等の指定・変更等にあわせて、掲載内容を更新し住民に配布する。

○土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備

県により新たな土砂災害警戒区域（特別警戒区域）が指定された場合は、あびこハザードマップを更新するとともに、情報の伝達方法や避難場所に関する事項等を周知する。

○富士山噴火による降灰対策

富士山噴火による降灰被害を軽減するため、国、県による検討を踏まえ、対応策を検討する。

●緑地の確保【再掲】

「我孫子市緑の基本計画」に基づき、樹林地の保全、都市公園の確保・整備といった緑づくりを推進する。

また、土砂災害を防止するため、急傾斜地の保全や防災施設の整備の促進を図る。

2 救急・救助、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

●応急給水体制の整備

災害時などに迅速かつ効率的な応急給水を実施できるよう自主防災組織等との連携を図って、応急給水訓練等を行い、応急給水体制を整備する。

また、応急給水栓、災害対策用井戸、簡易防災井戸の整備、災害協力井戸の利用に関する協定の締結等により、水の確保を行う。

●防災体制の強化【再掲】

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織の設立を促進するとともに、既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる。

また、災害の備えとして、引き続き食料や資器材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等、市の防災体制の強化に努める。

○家庭内備蓄の促進

災害時にライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、各家庭及び事業所で最低3日分（できれば7日分）の食料、生活物資等を備蓄するよう、防災広報、訓練等の機会を通じて啓発する。

●水道施設の耐震化・維持管理

災害発生時に水道施設の被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できるよう、老朽管の更新工事、施設の計画的な更新及び維持管理を実施する。

●水道の管理指導

災害発生時の飲料水の安全を確保し衛生的な水が利用されるよう、水道等の布設及び管理を適正に行い、公衆衛生の向上及び生活環境の改善を図る。

●道路等の整備【再掲】

災害時の物資輸送を行うため、道路の耐震化を図るとともに、適切な維持管理を実施する。

また、「我孫子市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき計画的に橋梁の定期点検・維持補修等を行う。

2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救急・救助活動等の絶対的不足

●消防体制の強化【再掲】

大規模火災の発生、市街地の拡大、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要の増大に対応できるよう消防力を強化する。

また、消防水利の整備、維持管理を実施する。

●消防団の強化【再掲】

地域の災害対策の中核となる消防団（水防団）について、装備品、施設等の整備、消防団員の

入団促進、各種訓練等を行い、強化を図る。

●防災体制の強化【再掲】

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織の設立を促進するとともに、既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる。

また、災害の備えとして、引き続き食料や資機材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等、市の防災体制の強化に努める。

○消防の広域連携の強化

千葉県を含む全国の消防本部との協力及び応援体制を確立するために、受援計画に基づく資器材の整備や他機関との合同訓練に参加し、協力体制を構築する。

○受援体制の整備

警察・消防・自衛隊等の応援部隊を円滑に受け入れ、的確に被災者支援を実施するために、受援体制を構築する。

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

●防災体制の強化【再掲】

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織の設立を促進するとともに、既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる。

また、災害の備えとして、引き続き食料や資機材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等、市の防災体制の強化に努める。

○帰宅困難者対策の検討

帰宅困難者対策として、大規模商業施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備、地震発生時の適切な待機や誘導等の訓練の実施に努める。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

●防災体制の強化【再掲】

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織の設立を促進するとともに、既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる。

また、災害の備えとして、引き続き食料や資機材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等、市の防災体制の強化に努める。

●医療体制の整備

災害時の救護活動等については、平時から医療関係者と災害医療対策会議を開催し、協議を継続して行うとともに、医薬品等の備蓄（循環備蓄）等を行い、医療体制を整備する。

また、救護活動の拠点となる保健センターの機能確保を図るため、適切に維持管理を実施する。

●道路等の整備【再掲】

災害時の物資輸送を行うため、道路の耐震化を図るとともに、適切な維持管理を実施する。
また、「我孫子市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき計画的に橋梁の定期点検・維持補修等を行う。

○災害時の石油燃料等の確保

災害時における緊急通行車両や医療機関に優先的に燃料の供給を行うため、千葉県石油商業協同組合との協定について運用の強化を図るとともに、L P ガス等の石油燃料以外の燃料の活用についても検討する。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

●応急給水体制の整備【再掲】

災害時などに迅速かつ効率的な応急給水を実施できるよう自主防災組織等との連携を図って、応急給水訓練等を行い、応急給水体制を整備する。

また、応急給水栓、災害対策用井戸、簡易防災井戸の整備、災害協力井戸の利用に関する協定の締結等により、水の確保を行う。

●予防接種の実施

災害発生時に感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。

●水道施設の耐震化・維持管理【再掲】

災害発生時に水道施設の被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できるよう、老朽管の更新工事、施設の計画的な更新及び維持管理を実施する。

●水道の管理指導【再掲】

災害発生時の飲料水の安全を確保し衛生的な水が利用されるよう、水道等の布設及び管理を適正に行い、公衆衛生の向上及び生活環境の改善を図る。

●下水道施設の整備・維持管理【再掲】

下水道施設について、大規模な地震発生時にも被害を最小限に止め機能を維持するため、「我孫子市下水道総合地震対策計画」に基づき、既存施設の耐震化を進めるとともに、避難所に下水道に直結したマンホールトイレを、順次整備する。

また、汚水処理施設等の長期機能停止を防止するため、下水道事業継続計画（BCP）の策定及び定期的な見直しを実施する。

○消毒・害虫駆除体制の整備

消毒や害虫駆除等を速やかに実施するため、薬剤・資器材が確保できるよう体制を構築する。

○し尿処理体制の整備

災害時のトイレ機能を確保するために、避難所となる学校に順次、マンホールトイレを整備する。また、仮設トイレの備蓄、事業者等からの仮設トイレの調達体制の整備を図る。

さらに、下水道施設未普及エリアの住宅においても適切な汚水処理を行うため、合併浄化槽の整備を推進する。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

●防災体制の強化【再掲】

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織の設立を促進するとともに、既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる。

また、災害の備えとして、引き続き食料や資機材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等、市の防災体制の強化に努める。

●下水道施設の整備・維持管理【再掲】

下水道施設について、大規模な地震発生時にも被害を最小限に止め機能を維持するため、「我孫子市下水道総合地震対策計画」に基づき、既存施設の耐震化を進めるとともに、避難所に下水道に直結したマンホールトイレを、順次整備する。

また、汚水処理施設等の長期機能停止を防止するため、下水道事業継続計画（BCP）の策定及び定期的な見直しを実施する。

3 必要不可欠な行政機能は確保する。

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

●治安確保体制等の整備

自宅が被災し避難所に避難している間、居住者が少なくなった地域の治安を確保できるよう、平時から防犯活動等の体制を整備する。

●交通安全体制等の確保

復旧・復興事業等による工事車両等の交通量の増加等による、交通状況の変化に対応するために、地域の交通安全体制を確保する。

3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

●防災体制の強化【再掲】

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織の設立を促進するとともに、既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる。

また、災害の備えとして、引き続き食料や資器材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等、市の防災体制の強化に努める。

●公共建築物の耐震化【再掲】

市有の公共施設は、建て替え予定のものや一部の小規模施設を除き、耐震診断と必要に応じた耐震化がされている。今後は、施設の機能保全を図るために、「我孫子市公共施設等総合管理計画」に基づき、長寿命化にむけて必要な修繕工事を行い、適切な維持管理を実施する。

○防災拠点施設における非常用電源の確保

災害発生時に防災拠点となる施設の情報通信機能を維持するため、非常用発電機及び蓄電池の整備、太陽光パネルの設置等の非常用電源を確保する。

●教育文化施設等の整備【再掲】

学校や公民館等の教育文化施設は、児童生徒や多くの市民が利用する場であるとともに、災害時の避難所等として活用されるため、「個別施設計画」に基づき、長寿命化改修工事等を行い、適切な維持管理を実施する。

●行政機能の強化

災害発生時に市の公共施設及び市職員の被害を軽減し、市の機能を低下させることがないように、公共施設の安全管理及び市職員の連絡体制の整備等を図る。

○業務継続体制の確保

我孫子市業務継続計画（大規模地震編）については、平成26年3月に策定済であるが、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、より迅速かつ適切に業務が行えるよう、職員に対して計画の習熟を図る。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止

●防災体制の強化【再掲】

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織の設立を促進するとともに、既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる。

また、災害の備えとして、引き続き食料や資機材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等、市の防災体制の強化に努める。

●情報伝達手段の整備

災害発生時に市から災害情報を確実に発信できるよう、ホームページ、防災行政無線の新設、メール、LINE・フェイスブック・ツイッター以外の新たなSNSの導入、避難所への無線LAN（Wi-Fi）の設置等、あらゆる通信手段の導入及び活用を検討する。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

●防災体制の強化【再掲】

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織の設立を促進するとともに、既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる。

また、災害の備えとして、引き続き食料や資機材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等、市の防災体制の強化に努める。

●情報伝達手段の整備【再掲】

災害発生時に市から災害情報を確実に発信できるよう、ホームページ、防災行政無線の新設、メール、LINE・フェイスブック・ツイッター以外の新たなSNSの導入、避難所への無線LAN（Wi-Fi）の設置等、あらゆる通信手段の導入及び活用を検討する。

○メディアに対する情報提供

災害発生時に市から各メディア等に対し、被害情報、避難情報等を迅速かつ正確に提供できるよう、担当窓口の明確化し、情報提供手段を確保する。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

●防災体制の強化【再掲】

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織の設立を促進するとともに、既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる。

また、災害の備えとして、引き続き食料や資機材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等、市の防災体制の強化に努める。

○防災知識の啓発【再掲】

住民への防災知識の普及啓発を図るため、あびこハザードマップについて、新たな災害の想定、指定避難場所等の指定・変更等にあわせて、掲載内容を更新し住民に配布する。

○防災拠点施設における非常用電源の確保【再掲】

災害発生時に防災拠点となる施設の情報通信機能を維持するため、非常用発電機及び蓄電池の整備、太陽光パネルの設置等の非常用電源を確保する。

●要配慮者の避難体制の整備【再掲】

災害時に住民が避難できるように住民の防災知識の普及啓発、自主防災組織による地域の避難体制を整備する必要がある。

特に、避難行動要支援者の安全を確保するために、「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿情報の利用及び提供を行うことにより、支援体制を構築する必要がある。

また、市等からの避難情報等を迅速に住民等に伝達するため、確実性の高い情報伝達手段を構築する。

○要配慮者利用施設の避難体制の整備【再掲】

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制について、施設の管理者・事業者等が避難確保計画を作成し、避難訓練を実施するよう支援する。

●外国人に対する防災知識の普及啓発

市内に在住する外国人や外国人旅行者が災害時に的確な行動がとれるよう外国語での防災広報、国際交流協会（A I R A）と連携した支援を実施する。

●情報伝達手段の整備【再掲】

災害発生時に市から災害情報を確実に発信できるよう、ホームページ、防災行政無線の新設、メール、LINE・フェイスブック・ツイッター以外の新たなSNSの導入、避難所への無線LAN（W i - F i）の設置等、あらゆる通信手段の導入及び活用を検討する。

●行政機能の強化【再掲】

災害発生時に市の公共施設及び市職員の被害を軽減し、市の機能を低下させることがないように、公共施設の安全管理及び市職員の連絡体制の整備等を図る。

5 経済活動を機能不全に陥らせない。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

●民間建築物の耐震化等【再掲】

「我孫子市耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物の耐震化や擁壁・ブロック塀等の倒壊防止を促進するための支援を実施する。

また、老朽化した空家の倒壊等を防止する必要性から、適切に管理されていない空家の対策を実施する。

○民間事業者における事業継続計画（BCP）の策定促進

民間事業者が、災害発生時に事業を再開し継続できるように、事業継続計画（BCP）を策定できるよう支援する。

5-2 エネルギー供給の停止による社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響

○民間事業者における事業継続計画（BCP）の策定促進【再掲】

民間事業者が、災害発生時に事業を再開し継続できるように、事業継続計画（BCP）を策定できるよう支援する。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

●民間建築物の耐震化等【再掲】

「我孫子市耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物の耐震化や擁壁・ブロック塀等の倒壊防止を促進するための支援を実施する。

また、老朽化した空家の倒壊等を防止する必要性から、適切に管理されていない空家の対策を実施する。

●火災予防対策等の推進【再掲】

火災の防止、延焼防止等を図るため、防火対象施設に対して、検査、指導等を行い、火災予防を推進する。

5-4 陸上輸送ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

●防災体制の強化【再掲】

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織の設立を促進するとともに、既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる。

また、災害の備えとして、引き続き食料や資機材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等、市の防災体制の強化に努める。

●道路等の整備【再掲】

災害時の物資輸送を行うため、道路の耐震化を図るとともに、適切な維持管理を実施する。

また、「我孫子市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき計画的に橋梁の定期点検・維持補修等を行う。

○信号機の停電対策

停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための対策を進める。

5-5 金融サービス等の機能停止による生活・商取引等への甚大な影響

○民間事業者における事業継続計画（BCP）の策定促進【再掲】

民間事業者が、災害発生時に事業を再開し継続できるように、事業継続計画（BCP）を策定できるよう支援する。

5-6 食料等の安定供給の停滞

●防災体制の強化【再掲】

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織の設立を促進するとともに、既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる。

また、災害の備えとして、引き続き食料や資器材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等、市の防災体制の強化に努める。

●産業の強靱化

災害時にも農商工業が継続的に事業を継続できるよう、平常時から事業の強靱化（レジリエンスの向上）に向けた支援を実施する。

●農地・農業用施設等の適切な保全管理

災害時の安定的な食料供給のため、食料供給生産基盤の強化と農業経営基盤の安定・強化を図るとともに、農地の雨水の貯留等の保全機能や延焼拡大防止等の潜在的機能を維持することも防災上重要である。

そのため、農業の持つ多面的機能を守るため、農地・農業施設の整備、遊休農地や耕作放棄地の発生防止と解消、農業者への支援等を実施する。

○民間事業者における事業継続計画（BCP）の策定促進【再掲】

民間事業者が、災害発生時に事業を再開し継続できるように、事業継続計画（BCP）を策定できるよう支援する。

●道路等の整備【再掲】

災害時の物資輸送を行うため、道路の耐震化を図るとともに、適切な維持管理を実施する。

また、「我孫子市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき計画的に橋梁の定期点検・維持補修等を行う。

5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

○水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利用等の取組の推進

現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。

千葉県は、地形的及び地理的に水資源に恵まれないことから、水源の約3分の2を利根川水系に依存しており、安定した水資源に加え、雨水や再生水等を有効利用する取り組みを進める。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

●再生可能エネルギーの有効利用

非常用発電機や自家発電設備、蓄電池の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を促進する。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

●応急給水体制の整備【再掲】

災害時などに迅速かつ効率的な応急給水を実施できるよう自主防災組織等との連携を図って、応急給水訓練等を行い、応急給水体制を整備する。

また、応急給水栓、災害対策用井戸、簡易防災井戸の整備、災害協力井戸の利用に関する協定の締結等により、水の確保を行う。

●水道施設の耐震化・維持管理【再掲】

災害発生時に水道施設の被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できるよう、老朽管の更新工事、施設の計画的な更新及び維持管理を実施する。

●水道の管理指導【再掲】

災害発生時の飲料水の安全を確保し衛生的な水が利用されるよう、水道等の布設及び管理を適正に行い、公衆衛生の向上及び生活環境の改善を図る。

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

●下水道施設の整備・維持管理【再掲】

下水道施設について、大規模な地震発生時にも被害を最小限に止め機能を維持するため、「我孫子市下水道総合地震対策計画」に基づき、既存施設の耐震化を進めるとともに、避難所に下水道に直結したマンホールトイレを、順次整備する。

また、污水处理施設等の長期機能停止を防止するため、下水道事業継続計画（BCP）の策定及び定期的な見直しを実施する。

●廃棄物処理施設の整備

災害時に発生する一般廃棄物を適切に処理するため、現施設の適正管理及び老朽化対策を行うとともに、令和5年度の稼働を目指し、新廃棄物処理施設を整備する。また、令和12年度からの稼働を目指し、新たな資源化施設を整備する。

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

●民間建築物の耐震化等【再掲】

「我孫子市耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物の耐震化や擁壁・ブロック塀等の倒壊

防止を促進するための支援を実施する。

また、老朽化した空家の倒壊等を防止する必要性から、適切に管理されていない空家の対策を実施する。

●防災体制の強化【再掲】

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織の設立を促進するとともに、既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる。

また、災害の備えとして、引き続き食料や資機材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等、市の防災体制の強化に努める。

●災害に強い市街地の形成【再掲】

災害による延焼火災や落下物、倒壊物の防止を図り、快適で暮らしやすいまちをつくるため、地区の特性をいかしながら、地区計画、建築物等の規制等により災害に強い市街地を形成する。

●道路等の整備【再掲】

災害時の物資輸送を行うため、道路の耐震化を図るとともに、適切な維持管理を実施する。

また、「我孫子市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき計画的に橋梁の定期点検・維持補修等を行う。

○信号機の停電対策【再掲】

停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための対策を進める。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。

7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

●消防体制の強化【再掲】

大規模火災の発生、市街地の拡大、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要の増大に対応できるよう消防力を強化する。

また、消防水利の整備、維持管理を実施する。

●消防団の強化【再掲】

地域の災害対策の中核となる消防団について、装備品、施設等の整備、消防団員の入団促進、各種訓練等を行い、強化を図る。

●火災予防対策等の推進【再掲】

火災の防止、延焼防止等を図るため、防火対象施設に対して、検査、指導等を行い、火災予防を推進する。

●防災体制の強化【再掲】

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織の設立を促進するとともに、既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる。

また、災害の備えとして、引き続き食料や資機材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等、市の防災体制の強化に努める。

●災害に強い市街地の形成【再掲】

災害による延焼火災や落下物、倒壊物の防止を図り、快適でくらしやすいまちをつくるため、地区の特性をいかしながら、地区計画、建築物等の規制等により災害に強い市街地を形成する。

●緑地の確保【再掲】

「我孫子市緑の基本計画」に基づき、樹林地の保全、都市公園の確保・整備といった緑づくりを推進する。

また、土砂災害を防止するため、急傾斜地の保全や防災施設の整備の促進を図る。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

●民間建築物の耐震化等【再掲】

「我孫子市耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物の耐震化や擁壁・ブロック塀等の倒壊防止を促進するための支援を実施する。

また、老朽化した空家の倒壊等を防止する必要性から、適切に管理されていない空家の対策を実施する。

●災害に強い市街地の形成【再掲】

災害による延焼火災や落下物、倒壊物の防止を図り、快適でくらしやすいまちをつくるため、

地区の特性をいかしながら、地区計画、建築物等の規制等により災害に強い市街地を形成する必要がある。

7-3 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

●水防機能の強化【再掲】

河川の氾濫を防ぐため、利根川・手賀川の重要水防箇所の強化、手賀沼の堤防、排水機場等の運用調整等の取り組みを国・県と連携して実施する。

●下水道施設の整備・維持管理【再掲】

下水道施設について、大規模な地震発生時にも被害を最小限に止め機能を維持するため、「我孫子市下水道総合地震対策計画」に基づき、既存施設の耐震化を進めるとともに、避難所に下水道に直結したマンホールトイレを、順次整備する。

また、汚水処理施設等の長期機能停止を防止するため、下水道事業継続計画（BCP）の策定及び定期的な見直しを実施する。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響

●環境モニタリングの推進

危険物施設等の災害による有害物質の流出・拡散に対する安全を確保するため、平常時からモニタリング体制を構築する。

7-5 農地等の荒廃による被害の拡大

●農地・農業用施設等の適切な保全管理【再掲】

災害時の安定的な食料供給のため、食料供給生産基盤の強化と農業経営基盤の安定・強化を図るとともに、農地の雨水の貯留等の保全機能や延焼拡大防止等の潜在的機能を維持することも防災上重要である。

そのため、農業の持つ多面的機能を守るため、農地・農業施設の整備、遊休農地や耕作放棄地の発生防止と解消、農業者への支援等を実施する。

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

●廃棄物処理施設の整備【再掲】

災害時に発生する一般廃棄物を適切に処理するため、現施設の適正管理及び老朽化対策を行うとともに、令和5年度の稼働を目指し、新廃棄物処理施設を整備する。また、令和12年度からの稼働を目指し、新たな資源化施設を整備する

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

○関係機関との災害対応訓練の実施

災害時において、被害状況の把握や応急措置などを、迅速かつ的確に対応できるよう、建設業協会等の関係機関と共に災害対応訓練を実施し、連携強化を図る必要がある。

○受援体制の整備【再掲】

警察・消防・自衛隊等の応援部隊を円滑に受け入れ、的確に被災者支援を実施するために、受援体制を構築する。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊による有形・無形の文化の衰退・損失

●文化財の保全

災害による文化財の滅失・棄損等を防止するため、施設の耐震化・不燃化、文化財の保管方法適正化等の促進を図る。

●地域におけるコミュニティ活動の推進

災害発生時の避難、避難所生活、仮設住宅での生活等においては、地域コミュニティが重要な役割を担うため、地域コミュニティ活性化基本方針に基づき、それぞれの地域にあったコミュニティづくりを進める。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態

○地籍調査の推進

災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧・復興に資するため、国土調査事業十箇年計画に基づき県の支援を受けて地籍調査を実施する。

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等の甚大な影響

●産業の強靱化【再掲】

災害時にも農商工業が継続的に事業を継続できるよう、平常時から事業の強靱化（レジリエンスの向上）に向けた支援を実施する。

●**農地・農業用施設等の適切な保全管理【再掲】**

災害時の安定的な食料供給のため、食料供給生産基盤の強化と農業経営基盤の安定・強化を図るとともに、農地の雨水の貯留等の保全機能や延焼拡大防止等の潜在的機能を維持することも防災上重要である。

そのため、農業の持つ多面的機能を守るため、農地・農業施設の整備、遊休農地や耕作放棄地の発生防止と解消、農業者への支援等を実施する。

第6章 計画の推進と進捗管理

1 施策の重点化

36 のリスクシナリオについて、大規模自然災害のリスクの大きさや緊急度、我孫子市総合計画等との関連性及び施策の状況を踏まえ、重点化するリスクシナリオ及び施策を選定した。

《重点化するリスクシナリオ及び施策》

※網掛けのリスクシナリオは、重点化の対象外。

事前に備えるべき目標	重点化するリスクシナリオ		重点化する施策
1 直接死を最大限防ぐ。	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ●公共建築物の耐震化 ●民間建築物の耐震化等 ●消防体制の強化 ●消防団の強化 ●防災体制の強化 ●教育文化施設等の整備 ●災害に強い市街地の形成 ●道路等の整備
	1-2	密集市街地及び不特定多数が集まる施設の大規模火災による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ●火災予防対策等の推進 ●消防体制の強化【再掲】 ●消防団の強化【再掲】 ●防災体制の強化【再掲】 ●教育文化施設等の整備【再掲】 ●災害に強い市街地の形成【再掲】 ●緑地の確保
	1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ●水防機能の強化 ●雨水排水施設の整備・維持管理 ●消防団の強化【再掲】 ●防災体制の強化【再掲】 ●要配慮者の避難体制の整備 ●下水道施設の整備・維持管理
	1-4	土砂災害等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ●宅地の耐震化 ●防災体制の強化【再掲】 ●緑地の確保【再掲】
2 救急・救助、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ●応急給水体制の整備 ●防災体制の強化【再掲】 ●水道施設の耐震化・維持管理 ●水道の管理指導 ●道路等の整備【再掲】
	2-2	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救急・救助活動等の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none"> ●消防体制の強化【再掲】 ●消防団の強化【再掲】 ●防災体制の強化【再掲】
	2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	<ul style="list-style-type: none"> ●防災体制の強化【再掲】
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、	<ul style="list-style-type: none"> ●防災体制の強化【再掲】 ●医療体制の整備 ●道路等の整備【再掲】

事前に備えるべき目標	重点化するリスクシナリオ	重点化する施策	
		エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急給水体制の整備【再掲】 ● 予防接種等の実施 ● 水道施設の耐震化・維持管理【再掲】 ● 水道の管理指導【再掲】 ● 下水道施設の整備・維持管理【再掲】
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災体制の強化【再掲】 ● 下水道施設の整備・維持管理【再掲】
3 必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	<ul style="list-style-type: none"> ● 治安確保体制等の整備 ● 交通安全体制等の確保
	3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災体制の強化【再掲】 ● 公共建築物の耐震化【再掲】 ● 教育文化施設等の整備【再掲】 ● 行政機能の強化
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災体制の強化【再掲】 ● 情報伝達手段の整備
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災体制の強化【再掲】 ● 情報伝達手段の整備【再掲】
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災体制の強化【再掲】 ● 要配慮者の避難体制の整備 ● 外国人に対する防災知識の普及啓発 ● 情報伝達手段の整備【再掲】 ● 行政機能の強化【再掲】
5 経済活動を機能不全に陥らせない。	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	● 民間建築物の耐震化等【再掲】
	5-2	エネルギー供給の停止による社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響	(重点化の対象外)
	5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間建築物の耐震化等【再掲】 ● 火災予防対策等の推進【再掲】
	5-4	陸上輸送ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災体制の強化【再掲】 ● 道路等の整備【再掲】
	5-5	金融サービス等の機能停止による生活・商取引等への甚大な影響	(重点化の対象外)
	5-6	食料等の安定供給の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災体制の強化【再掲】 ● 産業の強靱化 ● 農地・農業用施設等の適切な保安全管理 ● 道路等の整備【再掲】
	5-7	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	(重点化の対象外)

事前に備えるべき目標	重点化するリスクシナリオ	重点化する施策
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）、都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	●再生可能エネルギーの有効利用
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	●応急給水体制の整備【再掲】 ●水道施設の耐震化・維持管理【再掲】 ●水道の管理指導【再掲】
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	●下水道施設の整備・維持管理【再掲】 ●廃棄物処理施設の整備
	6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止	●民間建築物の耐震化等【再掲】 ●防災体制の強化【再掲】 ●災害に強い市街地の形成【再掲】 ●道路等の整備【再掲】
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	●消防体制の強化【再掲】 ●消防団の強化【再掲】 ●火災予防対策等の推進【再掲】 ●防災体制の強化【再掲】 ●災害に強い市街地の形成【再掲】 ●緑地の確保【再掲】
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	●民間建築物の耐震化等【再掲】 ●災害に強い市街地の形成【再掲】
	7-3 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	●水防機能の強化【再掲】 ●下水道施設の整備・維持管理【再掲】
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響	●環境モニタリングの推進
	7-5 農地等の荒廃による被害の拡大	●農地・農業用施設等の適切な保全管理【再掲】
8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●廃棄物処理施設の整備【再掲】
	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	（重点化の対象外）
	8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊による有形・無形の文化の衰退・損失	●文化財の保全 ●地域におけるコミュニティ活動の推進
	8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態	（重点化の対象外）
	8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等の甚大な影響	●産業の強靱化【再掲】 ●農地・農業用施設等の適切な保全管理【再掲】

2 国土強靱化地域計画の施策と総合計画の事務事業との関係

国土強靱化の施策については、我孫子市総合計画に定める事務事業と紐づけを行い、一体的に推進を図るものとする。

国土強靱化の重点施策と、総合計画の事務事業との関係は、次ページ以降に示すとおりである。

3 進捗状況の把握

本計画の策定後は、国土強靱化の取組を着実に推進するため、毎年度、本計画の施策に紐づけられた我孫子市総合計画に定める事務事業の進捗管理を適切に行うとともに、必要に応じて事業の見直しを行う。

4 計画の見直し

「基本計画編」については、我孫子市総合計画と整合を図るため、我孫子市第四次総合計画における前期基本計画の計画期間である令和4年度から9年度の期間を踏まえて、1年間のスライド期間を設け、令和5年度から10年度までの概ね6年間の計画期間とする。

ただし、国・県の基本計画と調和を図るとともに、「アクションプラン編」の進捗状況や社会状況の変化などを踏まえ、適宜、見直しを行う。

なお、地域防災計画など国土強靱化に関連する計画が見直しとなる際には、本計画との整合を図るものとする。

「アクションプラン編」については、市の実施計画と整合させた事業予定を示すこととするが、事業の進捗状況等を勘案しながら細かな時点修正を加えるため、毎年度、次年度の事業採択が決定した後に更新（見直し）を行うものとする。

《国土強靱化地域計画の施策と総合計画の事務事業との関係》

国土強靱化 地域計画		総合計画				
施策 分野	施策名称	施策 分野	事務事業名 (個別事業)	課名称	事務 事業 コード	事業内容
安全・安 心	防災体制 の強化	防災・減 災対策の 推進	災害予防・初 動対策事業	市民生活 部 市民安全 課	150	さまざまな自然災害や新たな感染症など市民の 生命・身体及び財産に危険が及ぶ非常事態に迅 速に対応できるよう、適切な情報伝達に努めると ともに、市民や関係機関と連携し、防災体制 の整備と危機管理体制の強化に取り組みます。
安全・安 心	水防機能 の強化	防災・減 災対策の 推進	河川防災の強 化に向けた取 組み	建設部 治水課	151	・河川の氾濫を防ぐため、利根川や手賀沼の更 なる堤防強化を国・県に働きかけていきます。 ・台風などにより手賀川と手賀沼の水位上昇が 予想される際には、事前放流を引き続き実施 するよう国に要請していきます。
安全・安 心	防災体制 の強化	防災・減 災対策の 推進	道路障害発生 時(災害時)の 規制・対策	建設部 道路課	152	緊急輸送道路を最優先に、災害による道路の被 害状況を速やかに把握し、道路交通を確保する ため、警察や国・県と連携して、通行制限や迂回 路の選定など、道路交通の安全策を講じます。
安全・安 心	応急給水 体制の整備	防災・減 災対策の 推進	応急給水体制 の充実	水道局 経営課	153	総合防災訓練などを通じて市民と連携した応急 給水訓練を行い、災害時の即応能力の向上を図 るとともに、県及び他の水道事業者との協定に 基づく相互応援体制を維持していきます。
安全・安 心	民間建築 物の耐震 化等	防災・減 災対策の 推進	建築物に係る 防災対策事業	都市部 建築住宅 課	154	地震による建築物の倒壊などの被害を未然に防 止するため、耐震診断や耐震改修への支援、耐 震性などに優れた住宅の認定、損傷や劣化のあ る建築物への指導などにより、建築物の防災対 策を推進します。
安全・安 心	防災体制 の強化	防災・減 災対策の 推進	地域防災力の 向上	市民生活 部 市民安全 課	156	・防災訓練の実施や防災・減災情報の積極的な 提供を行うことにより、市民の防災意識の向 上を図ります。 ・安全な避難行動に向けた周知活動に取り組む とともに、自治会・自主防災組織を中心に自 助・共助の体制強化と地域防災力の向上を図 ります。
安全・安 心	消防団の 強化	防災・減 災対策の 推進	消防団活動の 推進	消防本部 警防課	157	地域防災において重要な役割を担う消防団につ いては、大規模災害時における地域との連携が スムーズにできるよう、団活動の拠点機能を保 持するとともに、継続的な訓練を実施し、知識 と技術の向上を図っていきます。また、団員の 定数確保に向けて処遇改善、環境整備などを行 います。
安全・安 心	宅地の耐 震化	防災・減 災対策の 推進	宅地耐震化推 進事業	都市部 市街地整 備課	158	大地震に備えて市民の地域防災に対する意識向 上を図るため、大地震により滑动崩落の恐れが ある大規模盛土造成地について、ハザードマッ プなどにより情報提供していきます。
安全・安 心	雨水排水 施設の整 備・維持 管理	浸水対策 の推進	排水区の整備	建設部 治水課	165	市街地での浸水被害を軽減するため、計画的な 雨水排水施設の整備を進めます。
安全・安 心	雨水排水 施設の整 備	浸水対策 の推進	排水施設の維 持管理	建設部 治水課	166	既存の雨水排水施設の機能を確保するため、適 切に維持管理していきます。

国土強靱化 地域計画		総合計画				
施策 分野	施策名称	施策 分野	事務事業名 (個別事業)	課名称	事務 事業 コード	事業内容
	備・維持 管理					
安全・安 心	雨水排水 施設の整 備・維持 管理	浸水対策 の推進	市民・事業者 による雨水流 出抑制の推進	建設部 治水課	167	雨水流出を抑制するため、開発事業者や建築事 業者に対し調整池や浸透ます等の雨水流出抑制 施設の設置指導を行うとともに、住宅への雨水 貯留タンクの設置を推進します。
安全・安 心	治安確保 体制等の 整備	防犯対策 の推進	防犯活動の推 進	市民生活 部 市民安全 課	175	・防犯協議会や地域のボランティア団体、警察 などと連携を図りながら、特殊詐欺などの身 近な犯罪の情報提供や相談、啓発活動に取り 組み、犯罪の起きにくい環境整備を進めます。 ・地域での防犯パトロールなど自主的な防犯活 動への支援を行い、市民の防犯意識と地域防 犯力の向上を図ります。
安全・安 心	消防体制 の強化	消防力の 強化	消防体制の強 化	消防本部 警防課	185	・災害などに的確に対応できるよう、人材の育 成と装備の充実・強化を図るとともに、広域 での連携体制を強化します。 ・救命率の向上を目指し、市民などへの応急手 当法の普及・啓発を進めます。 ・火災または地震などの災害から市民の生命・ 身体及び財産を守るため、消防訓練の実施、 消防機械器具を適正に維持管理していくとと もに、傷病者の搬送を適切に行うため、各種 感染防止対策の強化を図ります。
安全・安 心	消防体制 の強化	消防力の 強化	消防庁舎・装 備の整備・維 持管理	消防本部 総務課	186	災害に備え、消防施設等を適切に維持管理する とともに、湖北分署を移転し、人員・資機材を強 化した（仮称）湖北消防署を整備します。
安全・安 心	消防体制 の強化	消防力の 強化	消防組織体制 の強化	消防本部 総務課	187	市民の生命・身体及び財産を守るため、消防職 員の資質向上を図り、組織体制を強化します。
安全・安 心	火災予防 対策等の 推進	消防力の 強化	火災予防業務	消防本部 予防課	188	・住宅用火災警報器の普及促進により、設置率 の向上に努め、住宅火災による被害の軽減を 図るとともに、設置状況調査を実施します。 ・法令に基づく消防設備などの違反に対し厳正 な処理を行い、防火対象物の安全性の向上を 図ります。 ・住宅火災による被害を防ぐため、女性防火ク ラブ員などによる地域住民への防火啓発や初 期消火の訓練指導などの活動を行っていきま す。
安全・安 心	交通安全 体制等の 確保	交通安全 の推進	交通安全普及 啓発活動の推 進	建設部 交通政策 課	195	警察・交通安全協会などと連携して交通安全教 室や普及啓発活動を推進することで、交通安全 意識や自動車と自転車の運転マナーの向上を図 ります。
健康福祉	要配慮者 等の避難 体制の整 備	地域福祉 の推進	地域住民の福 祉活動支援	健康福祉 部 社会福祉 課	200	障害の有無や年齢、性別に関わらず、すべての 市民が地域とともに支え合う意識の啓発や自治 会・まちづくり協議会などとの連携を強化し、 地域で安心して暮らせる地域共生社会を目指 します。
健康福祉	要配慮者 等の避難	地域福祉 の推進	成年後見制度 利用の支援	健康福祉 部	203	認知症や障害の状態にともない判断能力が低下 し、生活に支障が生じている人が尊厳を持って

国土強靱化 地域計画		総合計画				
施策 分野	施策名称	施策 分野	事務事業名 (個別事業)	課名称	事務 事業 コード	事業内容
	体制の整備			高齢者支援課		生活できるよう、成年後見制度活用に対する支援を実施します。
健康福祉	医療体制の整備	健康づくりの推進	保健センターの維持管理	健康福祉部 健康づくり支援課	220	健康づくりに関する事業を実施するため、保健センターの適切な管理運営を行います。
健康福祉	医療体制の整備	健康づくりの推進	地域医療体制の充実	健康福祉部 健康づくり支援課	224	<ul style="list-style-type: none"> ・休日でも初期的な医療を受けられるよう、関係機関と連携して休日診療所を運営します。 ・小児救急医療を含めた救急医療サービスをいつでも受けられるよう、かかりつけ医などの身近な医療から高度な最先端技術を提供する医療、広域的な医療連携を含めて医療体制を維持していきます。 ・かかりつけ医を持つことの有効性についての周知、症状の軽い人は休日や夜間診療を利用しないなど、救急医療利用の適正化に向けた啓発活動を行っていきます。
健康福祉	予防接種等の実施	健康づくりの推進	感染症対策事業	健康福祉部 健康づくり支援課	225	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症にかかることやかかった際の重症化を防ぐため、予防対策への啓発を行うとともに、予防接種や結核・肺がん検診などについての情報提供を行い、接種率、受診率の向上を図ります。 ・新たな感染症が発生した際には、予防接種の有効性が期待されることから、予防接種体制の構築に努めます。
健康福祉	要配慮者利用施設の避難体制の整備	高齢者福祉の推進	社会福祉施設入所支援	健康福祉部 高齢者支援課	245	災害発生時に自力で非難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策を推進し利用者の安全・安心を確保するための整備を支援します。
健康福祉	要配慮者等の避難体制の整備	障害者福祉の推進	生活介護対象者支援事業	健康福祉部 あらしき園	263	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活上の支援が必要な障害のある人に対し、食事や排せつなどの介護を行うとともに、軽作業などの生産活動や創作活動の機会を提供していきます。 ・障害に対する理解を深めるために、ボランティアなどの受け入れや地域住民との交流を推進します。
健康福祉	要配慮者等の避難体制の整備	妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援	地域での子育て支援の充実	子ども部 保育課	301	地域の中で安心して子育てができるよう、地域の人や事業者と連携し、乳幼児や保護者同士が交流できる場の提供や一時的に子どもを預けることができる制度など、ニーズに応じたさまざまな事業を行っていきます。
健康福祉	要配慮者等の避難体制の整備	妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援	未就学児の教育・保育環境の充実	子ども部 保育課	302	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して子どもを産み育てられるよう、保育ニーズに応じた人材の確保と保育の質の向上に取り組めます。 ・保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園などさまざまな子育てのための施設の利用者支援や延長保育に対する支援を行います。
健康福祉	予防接種	妊娠・出	小児等予防接	健康福祉	304	子どもが感染症にかかることやかかった際の重

国土強靱化 地域計画		総合計画				
施策 分野	施策名称	施策 分野	事務事業名 (個別事業)	課名称	事務 事業 コード	事業内容
	等の実施	産・子育てへの切れ目ない支援	種事業	部健康づくり支援課		症化を防ぐため、予防接種についての十分な情報提供を行い、予防接種法に基づく定期接種の接種率を向上させる取組を進めます。
子ども・教育	教育文化施設等の整備	子どもの成長に応じた発達への支援	切れ目のない発達支援体制の充実	子ども部子ども発達センター	330	就学時などライフステージに応じた切れ目のない専門的な発達支援が行えるよう、医療、保健、福祉、教育分野のさらなる連携強化を図ります。
子ども・教育	教育文化施設等の整備	魅力ある学校づくり	学校教育環境の充実	教育総務部学校教育課	350	<ul style="list-style-type: none"> ・心身ともに健康な子どもたちを育み、確かな学力の育成を支援する授業の推進や、個に応じたきめ細かな指導のための環境づくりに取り組みます。 ・子どもたちが安全に安心して登下校できるよう、警察や道路管理者などと連携を図りながら、通学路の安全確保に関する点検や対策に取り組みます。 ・子どもたちの教育環境の充実を最優先に、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、小中学校の適正規模に関する検討を進めます。
子ども・教育	教育文化施設等の整備	魅力ある学校づくり	小中学校施設の維持管理	教育総務部総務課	352	小中学校施設の点検を実施し適切に管理するとともに、老朽化が進む学校施設の改修や改築を計画的に行うことで、児童生徒の安全性の確保や教育環境の充実を図っていきます。
子ども・教育	教育文化施設等の整備	魅力ある学校づくり	小中学校ICT教育の推進	教育総務部指導課	360	「学習の基盤となる資質・能力」である『情報活用能力』を育成するため、情報教育のカリキュラム作成、教職員の指導力向上、ICTの環境整備と活用に取り組みます。
子ども・教育	教育文化施設等の整備	魅力ある学校づくり	学校給食管理運営事業	教育総務部学校教育課	361	子どもたちの健やかな成長のために給食が生きた教材となるよう、食育に取り組むとともに、地元の農産物を使った給食を提供し、生産者への感謝の気持ちと郷土愛を育みます。
産業・観光	産業の強靱化	商工業の振興	中小企業の支援	環境経済部企業立地推進課	440	地域に根差した事業者の経営の安定や事業の発展のため、中小企業に対して資金の貸付けや利子補給など社会状況の変化や経営状況に合わせた支援を行います。
産業・観光	産業の強靱化	商工業の振興	商業活性化策の推進	環境経済部商業観光課	441	地域経済の活性化のため、商工会と協力して事業者同士の連携を促し、組織力が向上するよう、商店会や商工業者などの取組を支援するとともに、市内での消費を促していきます。
産業・観光	農地・農業用施設等の適切な保全管理	農業の振興	農業の生産性の維持向上	環境経済部農政課	460	農業の生産性の維持・向上を図るため、集落・地域の話し合いにより、今後の地域の中心となる担い手を定め、農地集積を進める「人・農地プラン」を作成し、農地中間管理機構などと連携した農用地の利用集積、農業用施設の適切な維持管理と整備・更新、先進的な農業用機械や施設設備の導入支援など、農業生産基盤の維持強化に取り組みます。

国土強靱化 地域計画		総合計画				
施策 分野	施策名称	施策 分野	事務事業名 (個別事業)	課名称	事務 事業 コード	事業内容
産業・観 光	産業の強 靱化	農業の振 興	農業経営の安 定化	環境経済 部 農政課	461	<ul style="list-style-type: none"> 生産者と連携しながら環境保全型農業の普及・促進を図り、エコ農産物の栽培・供給に取り組む農家を積極的に支援・育成し、環境にやさしい農業に取り組みます。 地元農産物の付加価値を高めるため、生産者、大学、商工業者、NPO などの関係者と協力しながら、農業拠点施設を軸とした新たな加工品の開発やブランド化、市内外のイベントでのPRに取り組みます。 地元農産物を地域内で消費する地産地消を推進するとともに、市の交流人口を増加させる役割を担う農業拠点施設を活用し、消費者ニーズに対応した安全・安心な農産物の供給や食育推進に取り組みます。 収益性の高い作物や農業技術、経営改善方法の情報提供を行うなど、農業経営の安定化のための各種支援に取り組みます。 新規就農者を確保・育成するため、就農希望者の計画作成や農地の確保をサポートするとともに、就農後の農地拡大、農業機械・施設の導入、農業技術の習得、そのための資金調達などの支援に取り組みます。
産業・観 光	産業の強 靱化	交流・関 係人口の 拡大	親水広場の運 営・活用	環境経済 部 手賀沼課	482	手賀沼親水広場・水の館では、水環境保全の啓発を進めるとともに、手賀沼の魅力を高めるさまざまなイベントの開催を通して、地域の活性化やにぎわいの創出を図っていきます。
都 市 基 盤・公共 交通	災害に強 い市街地 の形成	適正な土 地利用の 推進	都市計画に関 する総合調整	都市部 都市計画 課	500	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画制度などを活用し、地区の個性を活かした魅力あるまちづくりを進めます。 産業用地の創出や住工混在の解消に向けた土地利用を図るとともに、千葉北西連絡道路の進捗にあわせて、新たなまちの活性化に向けた土地利用を検討していきます。
都 市 基 盤・公共 交通	災害に強 い市街地 の形成	適正な土 地利用の 推進	開発行為に係 る指導・許可 等の事務	都市部 市街地整 備課	501	都市計画法をはじめとする関係法令や開発行為に関する条例などに基づき、開発行為や建築行為の適正な規制や誘導を行い、良好なまちづくりを進めます。
都 市 基 盤・公共 交通	災害に強 い市街地 の形成	適正な土 地利用の 推進	建築行為に係 る審査・指導・ 認定等の業務	都市部 建築住宅 課	502	都市計画法をはじめとする関係法令や開発行為に関する条例などに基づき、開発行為や建築行為の適正な規制や誘導を行い、良好なまちづくりを進めます。
都 市 基 盤・公共 交通	災害に強 い市街地 の形成	住環境の 保全とま ちなみの 魅力向上	住居に関する 相談・支援	都市部 建築住宅 課	520	誰もが暮らしやすい良好な住環境を保全・形成していくため、住まいに係る支援や情報提供などの充実、空き家バンクの活用促進を図ります。
都 市 基 盤・公共 交通	災害に強 い市街地 の形成	住環境の 保全とま ちなみの 魅力向上	市営住宅の管 理・運営	都市部 建築住宅 課	521	住宅に困窮する人に対し、安全で質の高い住宅を供給するため、市営住宅の適正な管理・運営を行います。

国土強靱化 地域計画		総合計画				
施策 分野	施策名称	施策 分野	事務事業名 (個別事業)	課名称	事務 事業 コード	事業内容
都市基 盤・公共 交通	災害に強 い市街地 の形成	住環境の 保全とま ちなみの 魅力向上	景観形成に係 る規制誘導	都市部 都市計画 課	522	屋外広告物の設置規制や建築物などの景観誘導により、手賀沼をはじめとする自然景観や歴史・文化的景観など地域資源を活かしたまちなみを形成していきます。
都市基 盤・公共 交通	道路等の 整備	公共交通 の利便性 向上	駅施設整備・ 維持・管理業 務	建設部 交通政策 課	542	・ 駅利用者の安全性や快適性を保つため、市が整備したエレベーター・エスカレーターや自由通路の効果的な維持管理を行います。 ・ JR東日本が行う、ホームエレベーターやホームドアなどの駅構内の施設の整備・改修及び駅の魅力を向上させるための新たな施設の整備について支援していきます。
都市基 盤・公共 交通	道路等の 整備	安全で快 適な道路 の整備	幹線道路網な どに関する調 査・検討	都市部 都市計画 課	550	市内の交通状況や道路の整備状況、国が検討を進めている千葉北西連絡道路の進捗に合わせて、幹線道路網の見直しを行います。
都市基 盤・公共 交通	道路等の 整備	安全で快 適な道路 の整備	道路の整備・ 改良	建設部 道路課・交 通政策課	551	・ 都市計画道路については、将来交通量や費用対効果を踏まえ、計画的な整備を進めます。 ・ 狭あい道路や交通に課題のある路線については、円滑な道路通行を図るため、道路改良・整備を計画的に進めていきます。 ・ 通学路の安全確保のため、関係機関との点検で指摘があった路線については、早期の安全確保に努めます。 ・ JR我孫子駅と手賀沼公園を結ぶ、市のシンボルロードである「公園坂通り」は、通過交通の抑制を図り、歩行者にやさしい「歩きたくなるみち」として計画的に整備を進めます。
都市基 盤・公共 交通	道路等の 整備	安全で快 適な道路 の整備	移動しやすい 歩道の整備	建設部 道路課	552	障害者や高齢者、ベビーカー・車椅子利用者など、誰もが安全に安心して快適に移動できるよう、歩道整備やバリアフリー改修を進めます。
都市基 盤・公共 交通	道路等の 整備	安全で快 適な道路 の整備	道路空間の魅 力化	建設部 道路課	553	・ 魅力ある道路空間にするため、歩行者や車両の安全を確保しながら街路樹を守り育てるとともに、市民による道路環境美化活動の支援を行います。 ・ 市民や訪れる人に、道路への親しみやまちへの愛着を深めてもらえるよう、道路愛称の普及・定着を図ります。
都市基 盤・公共 交通	道路等の 整備	安全で快 適な道路 の整備	道路環境の維 持	建設部 道路課・交 通政策課	554	道路情報の管理や情報提供を行うとともに、良好な道路環境を確保するため、事業者に必要な許可や確認を行います。
環境	緑地の確 保	利用した くなる公 園の整備	公園の再整備	都市部 公園緑地 課	570	・ 安全で快適に公園を利用できるよう、利用者のニーズに対応した公園の整備を進めます。 ・ 地域にとってより魅力的で憩いの場となるよう、公園の再整備や適正な配置に努めていきます。

国土強靱化 地域計画		総合計画				
施策 分野	施策名称	施策 分野	事務事業名 (個別事業)	課名称	事務 事業 コード	事業内容
環境	緑地の確保	利用したくなる公園の整備	公園の維持管理	都市部公園緑地課	571	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが安全に安心して利用できるよう、公園施設の点検を実施し、必要に応じて老朽化した遊具など公園施設の更新を行います。 誰もが利用したくなる公園とするため、施設の適正な維持管理を行っていきます。 より身近で親しみやすい公園とするため、地域住民の主体的な公園づくり活動を支援するとともに、公園管理における市民の自主的な活動を進めていきます。
都市基盤・公共交通	下水道施設の整備・維持管理	下水道の整備と普及	下水道事業の健全経営	建設部下水道課	580	下水道事業を安定的に経営していくため、自らの経営を的確に把握し、健全経営に努めます。
都市基盤・公共交通	下水道施設の整備・維持管理	下水道の整備と普及	下水道施設の維持管理	建設部下水道課	581	老朽化施設の改築・修繕や雨水の浸入対策など、計画的かつ効率的に維持管理を進めるとともに、既存施設の耐震化やマンホールトイレの整備を行います。
都市基盤・公共交通	下水道施設の整備・維持管理	下水道の整備と普及	下水道管路の整備	建設部下水道課	582	衛生的で快適な生活環境を確保するため、市街化区域内の下水道整備を計画的に進めます。
都市基盤・公共交通	水道施設の耐震化・維持管理	安全な水道水の安定供給	水道事業の健全経営	水道局経営課	590	中長期的な資産管理計画に基づいて健全な財政収支を維持し、将来にわたって安定した水道事業運営に努めます。
都市基盤・公共交通	水道施設の耐震化・維持管理	安全な水道水の安定供給	浄水場施設の更新・維持管理	水道局工務課	592	適切な浄水場の運用に努めるとともに、老朽化した施設の更新を計画的に進めます。
都市基盤・公共交通	水道施設の耐震化・維持管理	安全な水道水の安定供給	水道管路の更新・維持管理	水道局工務課	593	水道管路の重要度と老朽度を総合的に判断し、計画的に管路の耐震化を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。
都市基盤・公共交通	水道の管理指導	安全な水道水の安定供給	専用水道・簡易専用水道・小規模水道の管理等指導事業	環境経済部生活衛生課	594	団地や学校、レジャー施設などの自家用の水道の設置者に対し、施設の布設工事や維持管理などが適正に行われるよう指導します。
環境	再生可能エネルギーの有効利用	地球環境の保全	ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みの推進	環境経済部手賀沼課	601	<ul style="list-style-type: none"> 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、市域全体の温室効果ガス排出量と吸収量を的確に把握し、取組を推進していきます。 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減するため、市民や事業者へ環境にやさしい暮らしや事業活動に向けた環境意識を向上する取組を進めます。 公共施設での再生可能エネルギー利用、省エネルギー設備の導入を進めます。
環境	廃棄物処理施設の	地球環境の保全	新クリーンセンターの整備	環境経済部	602	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物を適正に処理するとともに、クリーンセンターで廃棄物を焼却した際の熱をエネル

国土強靱化 地域計画		総合計画				
施策 分野	施策名称	施策 分野	事務事業名 (個別事業)	課名称	事務 事業 コード	事業内容
	整備		備・運営	手賀沼課		ギーとして回収し、余熱を利用した発電などを行うことで地球環境への負荷低減を図ります。
環境	廃棄物処理施設の整備	地球環境の保全	ごみ減量と資源化の推進	環境経済部 手賀沼課・ 生活衛生課	603	<ul style="list-style-type: none"> ・3R（ごみの発生抑制・再使用・再生利用）の推進という観点から、市民がごみ減量や資源化に関することを体験しながら学べる機能などを有する資源化施設を整備します。 ・環境への負荷を可能な限り減らすため、ごみの減量と資源化を進め、最終処分量の削減に取り組みます。 ・分別ルール徹底やプラスチックごみの発生抑制、食品ロスの削減などについて啓発活動に取り組みます。
環境	し尿処理体制の整備	自然環境の保全	高度処理型合併浄化槽設置整備補助事業	環境経済部 手賀沼課	643	河川へ流入する生活排水を浄化するため、住宅への高度処理型合併浄化槽の設置を推進します。
環境	緑地の確保	自然環境の保全	緑の基本計画の進行管理	都市部公園緑地課	645	公園緑地施策の基本となっている緑の基本計画の進行管理を行い、公園緑地施策の方向性を確認、検証していきます。
環境	緑地の確保	自然環境の保全	緑地の保全と緑化推進	都市部公園緑地課	646	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの市民が自然にふれあい、憩うことができるよう、市民との連携などにより古利根沼の水辺と周辺樹林地、市民の森などの緑づくりを進めていきます。 ・くらしの中で自然が感じられるよう、条例に基づき指定した緑地を保全していきます。 ・緑豊かなまちづくりを推進するため、市民などの主体的な活動に対する支援や、公共施設などの公共空間の緑化を進めるとともに、緑化の誘導を図ります。
環境	環境モニタリングの推進	自然環境の保全	生活環境に関する相談業務	環境経済部 手賀沼課・ 生活衛生課	671	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな環境問題について、市民や事業者への注意喚起や啓発、情報提供を行うとともに、対策を講じて市民の良好な生活環境の保全に取り組みます。 ・市民が良好な生活環境を育てるよう、犬や猫の適切な飼養を促すとともに、鳥獣や害虫に関する相談対応に取り組みます。
生涯学習・文化・スポーツ	教育文化施設等の整備	生涯学習の推進	生涯学習推進事業	生涯学習部 生涯学習課	700	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な自然環境や文化、地域の課題に関心を持ち、理解を深めてもらえるよう、継続的・体系的な学習機会を市民の年齢層に合わせて提供し、学習の成果を地域や日常生活に活かせるよう支援します。 ・生涯学習に役立つ情報の発信や生涯学習人材情報・団体情報の提供、出前講座、講演会など、市民の自主的・主体的な学習を支援します。 ・将来を担う子ども達が、夢や希望を掲げられるよう、専門的な知識を持つ地域の指導者や学校、企業などとの連携による学び体験を通して支援します。

国土強靱化 地域計画		総合計画				
施策 分野	施策名称	施策 分野	事務事業名 (個別事業)	課名称	事務 事業 コード	事業内容
生涯学 習・文化・ スポーツ	教育文化 施設等の 整備	生涯学習 の推進	図書館の管理 運営	生涯学習 部 図書館	701	<ul style="list-style-type: none"> 各図書館、移動図書館の維持管理・運営形態について、我孫子市公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、今後の老朽化を見据えて修繕や買い替え等を計画的に進め、安全で快適な読書環境を提供していきます。 市民の自主的な学習活動を支援し、発表する場の提供をおこないます。
生涯学 習・文化・ スポーツ	教育文化 施設等の 整備	生涯学習 の推進	鳥の博物館の 管理運営	生涯学習 部 鳥の博物 館	704	<ul style="list-style-type: none"> 鳥の博物館の施設・設備を適切に維持管理するとともに資料の充実を図ります。 日本産鳥類全種の剥製標本及び骨格標本のコレクションを完成させ、適切に維持管理を行っていきます。
生涯学 習・文化・ スポーツ	文化財の 保全	歴史・文 化の保 存・継承 と文化の 振興	文化財の保存 と活用	生涯学習 部 文化・スポ ーツ課	741	市の歴史や文化、風土をより身近に感じてもらうため、「我孫子遺産」の保存整備とネットワーク化を進め、その活用と魅力の向上に努めます。
生涯学 習・文化・ スポーツ	文化財の 保全	歴史・文 化の保 存・継承 と文化の 振興	文化芸術活動 の推進	生涯学習 部 文化・スポ ーツ課	742	<ul style="list-style-type: none"> 市民の自主的な文化芸術活動を促進するため、施設の利用や情報発信に関する支援を行います。 幅広い年代の市民が親しめるような文化イベントを企画するとともに、情報を広く発信し、文化・芸術に触れたり、体験したりする機会の充実を図ります。 本市に伝わる生活文化や貴重な郷土芸能を保存し、継承していくため、後継者育成の支援に取り組みます。
生涯学 習・文化・ スポーツ	文化財の 保全	歴史・文 化の保 存・継承 と文化の 振興	新たな文化交 流拠点施設整 備の検討	生涯学習 部 生涯学習 課	743	既存施設の効率的な利用を進めるとともに、文化を中心としたさまざまな交流やにぎわいを生み出す文化交流拠点施設の整備に取り組みます。
生涯学 習・文化・ スポーツ	教育文化 施設等の 整備	スポーツ の振興	体育施設の管 理運営	生涯学習 部 文化・スポ ーツ課	771	安全で快適にスポーツができる環境を整備するため、市民体育館など市のスポーツ施設の適正な維持管理を行うとともに、新たな施設の整備について、民間活力の導入も含めて検討していきます。
男女共 同・人権・ 平和・国 際交流	外国人に 対する防 災知識の 普及・啓 発	国際交 流・多文 化共生の 推進	国際交流活動 への支援	企画総務 部 企画政策 課	840	<ul style="list-style-type: none"> 我孫子市国際交流協会をはじめとする関係団体などと連携して、市民と在住外国人が互いに理解・交流を深める機会の提供や情報発信に取り組みます。 多言語による行政情報の提供や相談支援などを推進し、在住外国人が安心して暮らせる環境の整備を図ります。
協働・行 政運 営・シテ ィプロモ ーション	地域にお けるコミ ュニティ 活動の推 進	市民とと もにつく る協働に よるまち づくり	地域コミュニ ティ活性化の 推進	市民生活 部 市民協働 推進課	900	<ul style="list-style-type: none"> 自治会やまちづくり協議会、地区社会福祉協議会、市民活動団体、事業者などのさまざまな主体と連携する仕組みを通してコミュニティの活性化に取り組みます。 近隣センターなど、地域活動の拠点となるコ

国土強靱化 地域計画		総合計画				
施策 分野	施策名称	施策 分野	事務事業名 (個別事業)	課名称	事務 事業 コード	事業内容
						<p>コミュニティ施設の活用を充実させることで地域の活性化に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会が地域のさまざまな課題解決に取り組み、地域住民相互の交流・親睦が図れるよう、活動を支援します。
協働・行 財 政 運 営・シテ ィプロモ ーション	情報伝達 手段の整備	市民とと もにつく る協働に よるまち づくり	行政情報の発信	企画総務 部 秘書広報 課	902	<ul style="list-style-type: none"> 市民と市が情報を共有できるよう、広報あびこや市ホームページなどの充実を図ります。 市政や市民のくらしに関する情報を正確にわかりやすく伝えるため、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなどのさまざまな媒体を積極的に活用し、情報を提供します。
協働・行 財 政 運 営・シテ ィプロモ ーション	行政機能 の強化	効率的・ 効果的な 行財政運 営の推進	公共施設設備 の管理運営	財務部 資産管理 課	911	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎の老朽化対策として、長寿命化に向けた必要な工事や修繕を実施し、施設等の計画的な予防保全を行います。 来庁者や職員が庁舎を安全かつ快適に使用できるよう環境整備を行います。 市有地等の公有財産の適正な維持管理を行います。 市有建築物の工事監督に携わり、契約の適正な履行を確保するとともに、建築物の機能、形態及び工事費等設計段階で指導し、市有建築物として質の高い設計を完成させます。 公共施設を包括管理することにより、経費削減と事務の効率化を図ります。
協働・行 財 政 運 営・シテ ィプロモ ーション	行政機能 の強化	効率的・ 効果的な 行財政運 営の推進	電子行政の推 進	企画総務 部 企画政策 課	913	<ul style="list-style-type: none"> 革新的な技術を活用した取組について調査・研究を進め、市民サービスの充実や業務の効率化、情報セキュリティの強化を図ります。 マイナンバー制度の更なる普及、DXの推進など、デジタル時代に対応した地域社会の実現を目指します。 組織としてデジタル・ガバメントを推進するためにデジタル人材の確保・育成に取り組みます。
協働・行 財 政 運 営・シテ ィプロモ ーション	行政機能 の強化	効率的・ 効果的な 行財政運 営の推進	機能的な組織 運営	企画総務 部 行政管理 課	914	<p>社会情勢や行政課題に的確に対応できるよう、柔軟で機能的な組織運営を進めます。</p>
協働・行 財 政 運 営・シテ ィプロモ ーション	行政機能 の強化	効率的・ 効果的な 行財政運 営の推進	人材育成の推 進	企画総務 部 人事課	915	<p>複雑高度化する行政需要に対応していくため、多様で質の高い人材を確保するとともに、職員研修や人事評価制度などにより、人材育成に努めていきます。</p>
協働・行 財 政 運 営・シテ ィプロモ ーション	行政機能 の強化	効率的・ 効果的な 行財政運 営の推進	ファシリティ マネジメント の推進	財務部 資産管理 課	921	<p>老朽化が進む公共施設を、財政負担の平準化を図りながら適正に維持管理していくため、長寿命化につながる保全や更新を計画的に実施するとともに、人口の推移や市民ニーズの変化に合わせて、複合化や集約化など、公共施設の最適な配置について検討します。</p>

【別記】脆弱性の分析・評価

1 直接死を最大限防ぐ。

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

●公共建築物の耐震化

市有の公共施設は、建て替え予定のものや一部の小規模施設を除き、耐震診断と必要に応じた耐震化がされており、今後は、機能の保全を図るために、長寿命化にむけて必要な修繕工事を行い、維持管理を図る必要がある。

●民間建築物の耐震化等

地震の揺れによる民間建築物の倒壊を防止するために、住宅・建築物の耐震化の促進を図り、住宅の安全対策を進める必要がある。

擁壁・ブロック塀等についても、地震の揺れ、液状化による倒壊を防止するため、建築物の確認申請等の機会をとらえ適合性を確認するとともに、広報紙やホームページ等を活用し知識を普及啓発する必要がある。

また、近年の空家増加に伴い、老朽化した空家の倒壊等を防止する必要性から、適切に管理されていない空家等の対策を行う必要がある。

●消防体制の強化

大規模火災の発生、市街地の拡大、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要の増大に対応するよう消防体制を構築する必要がある。

また、消防機材のみならず、消防水利を引き続き整備するとともに、既存の水利の機能を確保するために維持管理を行う必要がある。

●消防団の強化

地域の災害対策の中核となる消防団について、装備品、施設等の整備、消防団員の入団促進等を行い、強化を図る必要がある。

また、大雨時に水防活動の中心となる水防団（消防団）が的確な活動を行えるよう、水防訓練等により技術、知識を高める必要がある。

●防災体制の強化

地域防災の担い手として、自治会やマンション管理組合を中心に計 138 の自主防災組織が結成されている（令和 4 年 9 月現在）。

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる必要がある。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助を促す取組を実施することも重要である。

一方、公助として市の防災体制については、引き続き食料や資機材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等により強化に努める必要がある。

●建築物の液状化対策

地震発生時の液状化現象による建築物の損壊を防止するため、建築物の基礎、杭等の適合性等について、建築確認審査時及び検査時に確認することで、安全を確保することが必要である。

●地震対策の推進

県による地震被害想定調査の結果等を踏まえ、地震による被害軽減施策を進めるとともに、住民の防災意識の向上を図るため、あびこハザードマップを配布し、災害リスクを分かりやすく住民に周知する必要がある。

●二次被害の防止

余震等による家屋倒壊等の二次被害の発生を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の養成や資器材等の整備を進める必要がある。

●教育文化施設等の整備

学校や公民館等の教育文化施設は、一部の小規模施設を除き、耐震診断と必要に応じた耐震化がされている。特に、学校は児童生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時の避難所等として活用されるため、「個別施設計画」に基づき、長寿命化改修工事等を行い、適切な維持管理を実施する必要がある。

●災害に強い市街地の形成

災害による延焼火災や落下物、倒壊物の防止を図り、快適でくらしやすいまちをつくるため、地区の特性をいかしながら、地区計画、建築物等の規制等により災害に強い市街地を形成する必要がある。

●道路等の整備

災害時の物資輸送を行うため、道路の耐震化を図り、かつ適切な維持管理を実施する必要がある。
また、橋梁について「我孫子市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき計画的に点検、補修、架け替え等の老朽化対策を行う必要がある。

1-2 密集市街地及び不特定多数が集まる施設の大規模火災による多数の死傷者の発生

●火災予防対策等の推進

火災の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、防火対象施設に対して、検査、指導等を行い、火災予防を推進する必要がある。

●消防体制の強化【再掲】

大規模火災の発生、市街地の拡大、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要の増大に対応するよう消防体制を構築する必要がある。

また、消防機材のみならず、消防水利を引き続き整備するとともに、既存の水利の機能を確保するために維持管理を行う必要がある。

●消防団の強化【再掲】

地域の災害対策の中核となる消防団について、装備品、施設等の整備、消防団員の入団促進等を行い、強化を図る必要がある。

また、大雨時に水防活動の中心となる水防団（消防団）が的確な活動を行えるよう、水防訓練等により技術、知識を高める必要がある。

●防災体制の強化【再掲】

地域防災の担い手として、自治会やマンション管理組合を中心に計 138 の自主防災組織が結成されている（令和 4 年 9 月現在）。

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる必要がある。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助を促す取組を実施することも重要

である。

一方、公助として市の防災体制については、引き続き食料や資機材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等により強化に努める必要がある。

●教育文化施設等の整備【再掲】

学校や公民館等の教育文化施設は、一部の小規模施設を除き、耐震診断と必要に応じた耐震化がされている。特に、学校は児童生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時の避難所等として活用されるため、「個別施設計画」に基づき、長寿命化改修工事等を行い、適切な維持管理を実施する必要がある。

●災害に強い市街地の形成【再掲】

災害による延焼火災や落下物、倒壊物の防止を図り、快適でくらしやすいまちをつくるため、地区の特性をいかしながら、地区計画、建築物等の規制等により災害に強い市街地を形成する必要がある。

●緑地の確保

「我孫子市緑の基本計画」に基づき、樹林地の保全、都市公園の確保・整備といった緑づくりを推進する必要がある。

また、土砂災害を防止するため、急傾斜地等の緑の保全、急傾斜地崩壊対策等のハード整備及び長寿命化計画を推進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

●水防機能の強化

河川の氾濫を防ぐため、利根川・手賀川の重要水防箇所の強化、手賀沼の堤防、排水機場等の運用調整等の取り組みを国・県と連携して実施する必要がある。

●雨水排水施設の整備・維持管理

幹線排水路やポンプ場などの雨水排水施設、調整池等の雨水流出抑制施設の整備・改修などを重点的に行っている。近年、地球温暖化による突発的で局所的な集中豪雨等により、低地では常襲的に浸水被害の発生する地区もある。

そのため、市街地での浸水被害を軽減するため、引き続き、準用河川、排水路、ポンプ場等の雨水排水施設、調整池等の雨水流出抑制施設の整備・改修、施設の適切な維持管理を行う必要がある。

また、雨水の流出を抑制し市街地での浸水被害の軽減を図るため、住宅等の敷地内における雨水貯留タンク、雨水浸透施設の普及促進を図る必要がある。

●消防団の強化【再掲】

地域の災害対策の中核となる消防団について、装備品、施設等の整備、消防団員の入団促進等を行い、強化を図る必要がある。

また、大雨時に水防活動の中心となる水防団（消防団）が的確な活動を行えるよう、水防訓練等により技術、知識を高める必要がある。

●防災体制の強化【再掲】

地域防災の担い手として、自治会やマンション管理組合を中心に計 138 の自主防災組織が結成されている（令和 4 年 9 月現在）。

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる必要がある。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助を促す取組を実施することも重要

である。

一方、公助として市の防災体制については、引き続き食料や資機材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等により強化に努める必要がある。

●防災知識の啓発

これまでに、あびこハザードマップを作成し配布している。引き続き、新たな災害の想定、指定避難場所等の指定・変更等にあわせて、掲載内容を更新し住民に配布する必要がある。

●要配慮者の避難体制の整備

災害時に住民が避難できるように住民の防災知識の普及啓発、自主防災組織による地域の避難体制を整備する必要がある。

特に、避難行動要支援者の安全を確保するために、「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿情報の利用及び提供を行うことにより、支援体制を構築する必要がある。

また、市等からの避難情報等を迅速に住民等に伝達するため、確実性の高い情報伝達手段を構築する必要がある。

●要配慮者利用施設の避難体制の整備

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制について、施設の管理者・事業者等が避難確保計画を作成し、避難訓練を実施するよう支援する必要がある。

●下水道施設の整備・維持管理

下水道施設について、大規模な地震発生時にも被害を最小限に止め機能を維持するため、「我孫子市下水道総合地震対策計画」に基づき、既存施設の耐震化を進めるとともに、避難所に下水道に直結したマンホールトイレを、順次整備する必要がある。

また、汚水処理施設等の長期機能停止を防止するため、下水道事業継続計画（BCP）の策定及び定期的な見直しを実施する必要がある。

1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生

●宅地の耐震化

地震の揺れによる大規模盛土造成地における滑動等の被害を軽減する必要がある。そのため、大規模造成地の抽出、我孫子市大規模盛土造成地マップの公表による情報提供を行うとともに、必要な場合は防災地区の指定等を行うことが必要である。

●防災体制の強化【再掲】

地域防災の担い手として、自治会やマンション管理組合を中心に計 138 の自主防災組織が結成されている（令和 4 年 9 月現在）。

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる必要がある。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助を促す取組を実施することも重要である。

一方、公助として市の防災体制については、引き続き食料や資機材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等により強化に努める必要がある。

●防災知識の啓発【再掲】

これまでに、あびこハザードマップを作成し配布している。引き続き、新たな災害の想定、指定避難場所等の指定・変更等にあわせて、掲載内容を更新し住民に配布する必要がある。

●土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備

土砂災害については、県が行う土砂災害防止法に基づく基礎調査、土砂災害警戒区域等の指定を受けて、市が警戒避難体制の充実を図ることとなっている。

県により新たな土砂災害警戒区域（特別警戒区域）が指定された場合は、あびこハザードマップを更新するとともに、情報の伝達方法や避難場所に関する事項等を周知する必要がある。

●富士山噴火による降灰対策

富士山噴火による数センチ程度の降灰が想定されている。そのため、火山灰による被害を軽減する対策を検討する必要がある。

●緑地の確保【再掲】

「我孫子市緑の基本計画」に基づき、樹林地の保全、都市公園の確保・整備といった緑づくりを推進する必要がある。

また、土砂災害を防止するため、急傾斜地等の緑の保全、急傾斜地崩壊対策等のハード整備及び長寿命化計画を推進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。

2 救急・救助、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

●応急給水体制の整備

災害時などに迅速かつ効率的な応急給水を実施できるよう自主防災組織等との連携を図って、応急給水訓練等を行い、応急給水体制を整備する必要がある。

また、応急給水栓、災害対策用井戸、簡易防災井戸の整備、災害協力井戸の利用に関する協定の締結等により、水の確保を行う必要がある。

●防災体制の強化【再掲】

地域防災の担い手として、自治会やマンション管理組合を中心に計 138 の自主防災組織が結成されている（令和 4 年 9 月現在）。

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる必要がある。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助を促す取組を実施することも重要である。

一方、公助として市の防災体制については、引き続き食料や資器材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等により強化に努める必要がある。

●家庭内備蓄の促進

災害時にライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、自助としての備えが重要である。そのため、防災広報、訓練等の機会を通じて、各家庭及び事業所で、最低 3 日分（できれば 7 日分）の食料、生活物資等を備蓄する必要がある。

●水道施設の耐震化・維持管理

災害発生時に水道施設の被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できるよう、老朽管の更新工事、施設の計画的な更新及び維持管理を行う必要がある。

●水道の管理指導

災害発生時の飲料水の安全を確保し衛生的な水が利用されるよう、水道等の布設及び管理を適正に行い、公衆衛生の向上及び生活環境の改善を図る必要がある。

●道路等の整備【再掲】

災害時の物資輸送を行うため、道路の耐震化を図り、かつ適切な維持管理を実施する必要がある。

また、橋梁について「我孫子市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき計画的に点検、補修、架け替え等の老朽化対策を行う必要がある。

2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救急・救助活動等の絶対的不足

●消防体制の強化【再掲】

大規模火災の発生、市街地の拡大、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要の増大に対応するよう消防体制を構築する必要がある。

また、消防機材のみならず、消防水利を引き続き整備するとともに、既存の水利の機能を確保するために維持管理を行う必要がある。

●消防団の強化【再掲】

地域の災害対策の中核となる消防団について、装備品、施設等の整備、消防団員の入団促進等を行い、強化を図る必要がある。

また、大雨時に水防活動の中心となる水防団（消防団）が的確な活動を行えるよう、水防訓練等により技術、知識を高める必要がある。

●防災体制の強化【再掲】

地域防災の担い手として、自治会やマンション管理組合を中心に計 138 の自主防災組織が結成されている（令和 4 年 9 月現在）。

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる必要がある。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助を促す取組を実施することも重要である。

一方、公助として市の防災体制については、引き続き食料や資機材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等により強化に努める必要がある。

●消防の広域連携の強化

千葉県を含む全国の消防本部との協力及び応援体制を確立するために、受援計画に基づく資器材の整備や他機関との合同訓練に参加し、協力体制を構築する必要がある。

●受援体制の整備

警察・消防・自衛隊等の応援部隊を円滑に受け入れ、的確に被災者支援を実施するために、受援体制を構築する必要がある。

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

●防災体制の強化【再掲】

地域防災の担い手として、自治会やマンション管理組合を中心に計 138 の自主防災組織が結成されている（令和 4 年 9 月現在）。

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる必要がある。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助を促す取組を実施することも重要である。

一方、公助として市の防災体制については、引き続き食料や資機材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等により強化に努める必要がある。

●帰宅困難者対策の検討

帰宅困難者対策として、駅ごとに一時滞留施設を指定し、災害発生当初に職員を派遣する体制を構築している。今後は、大規模商業施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備、地震発生時の適切な待機や誘導等の訓練の実施に努める必要がある。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

●防災体制の強化【再掲】

地域防災の担い手として、自治会やマンション管理組合を中心に計 138 の自主防災組織が結成され

ている（令和4年9月現在）。

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる必要がある。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助を促す取組を実施することも重要である。

一方、公助として市の防災体制については、引き続き食料や資器材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等により強化に努める必要がある。

●医療体制の整備

災害時の救護活動等については、平時から医療関係者と災害医療対策会議を開催し、我孫子市災害時医療救護活動マニュアルを作成する等、医療体制の充実・強化を図っている。

今後も、医療関係者との協議を継続して行うとともに、医薬品等の備蓄（循環備蓄）等を行い、医療体制を整備する必要がある。

●道路等の整備【再掲】

災害時の物資輸送を行うため、道路の耐震化を図り、かつ適切な維持管理を実施する必要がある。

また、橋梁について「我孫子市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき計画的に点検、補修、架け替え等の老朽化対策を行う必要がある。

●災害時の石油燃料等の確保

災害時における緊急通行車両や医療機関に優先的に燃料の供給を行うため、千葉県石油商業協同組合と協定を締結している。今後は、協定の運用の強化を図るとともに、L P ガス等の石油燃料以外の燃料の活用についても検討が必要である。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

●応急給水体制の整備【再掲】

災害時などに迅速かつ効率的な応急給水を実施できるよう自主防災組織等との連携を図って、応急給水訓練等を行い、応急給水体制を整備する必要がある。

また、応急給水栓、災害対策用井戸、簡易防災井戸の整備、災害協力井戸の利用に関する協定の締結等により、水の確保を行う必要がある。

●予防接種の実施

災害発生時に感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。

●水道施設の耐震化・維持管理【再掲】

災害発生時に水道施設の被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できるよう、老朽管の更新工事、施設の計画的な更新及び維持管理を行う必要がある。

●水道の管理指導【再掲】

災害発生時の飲料水の安全を確保し衛生的な水が利用されるよう、水道等の布設及び管理を適正に行い、公衆衛生の向上及び生活環境の改善を図る必要がある。

●下水道施設の整備・維持管理【再掲】

下水道施設について、大規模な地震発生時にも被害を最小限に止め機能を維持するため、「我孫子市下水道総合地震対策計画」に基づき、既存施設の耐震化を進めるとともに、避難所に下水道に直結したマンホールトイレを、順次整備する必要がある。

また、汚水処理施設等の長期機能停止を防止するため、下水道事業継続計画（BCP）の策定及び

定期的な見直しを実施する必要がある。

●消毒・害虫駆除体制の整備

消毒や害虫駆除等を速やかに実施するため、薬剤・資器材が確保できる体制を構築しておく必要がある。

●し尿処理体制の整備

災害時のトイレ機能を確保するために、避難所となる学校に順次、マンホールトイレを整備する必要がある。また、仮設トイレの備蓄、事業者等からの仮設トイレの調達体制の整備を図る必要がある。さらに、下水道施設未普及エリアの住宅においても適切な汚水処理を行うため、合併浄化槽の整備を推進する必要がある。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

●防災体制の強化【再掲】

地域防災の担い手として、自治会やマンション管理組合を中心に計 138 の自主防災組織が結成されている（令和 4 年 9 月現在）。

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる必要がある。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助を促す取組を実施することも重要である。

一方、公助として市の防災体制については、引き続き食料や資機材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等により強化に努める必要がある。

●下水道施設の整備・維持管理【再掲】

下水道施設について、大規模な地震発生時にも被害を最小限に止め機能を維持するため、「我孫子市下水道総合地震対策計画」に基づき、既存施設の耐震化を進めるとともに、避難所に下水道に直結したマンホールトイレを、順次整備する必要がある。

また、汚水処理施設等の長期機能停止を防止するため、下水道事業継続計画（BCP）の策定及び定期的な見直しを実施する必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する。

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

●治安確保体制等の整備

住家が被災し避難所で生活している間、居住者が少なくなった地域の治安を確保するために、防犯活動等を強化する必要がある。

●交通安全体制等の確保

復旧・復興事業等による工事車両等の交通量の増加や、迂回路の設定などにより、交通状況が変化することが予想される。そのため、地域の交通安全体制の確保が必要となる。

3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

●防災体制の強化【再掲】

地域防災の担い手として、自治会やマンション管理組合を中心に計 138 の自主防災組織が結成されている（令和 4 年 9 月現在）。

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる必要がある。また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助を促す取組を実施することも重要である。

一方、公助として市の防災体制については、引き続き食料や資器材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等により強化に努める必要がある。

●公共建築物の耐震化【再掲】

市有の公共施設は、建て替え予定のものや一部の小規模施設を除き、耐震診断と必要に応じた耐震化がされており、今後は、機能の保全を図るために、長寿命化にむけて必要な修繕工事を行い、維持管理を図る必要がある。

●防災拠点施設における非常用電源の確保

災害発生時に防災拠点となる施設の情報通信機能を維持するため、非常用発電機及び蓄電池の整備、太陽光パネルの設置等の非常用電源を確保する必要がある。

●教育文化施設等の整備【再掲】

学校や公民館等の教育文化施設は、一部の小規模施設を除き、耐震診断と必要に応じた耐震化がされている。特に、学校は児童生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時の避難所等として活用されるため、「個別施設計画」に基づき、長寿命化改修工事等を行い、適切な維持管理を実施する必要がある。

●行政機能の強化

災害発生時に市の公共施設及び市職員の被害を軽減し、市の機能を低下させることがないように、公共施設の安全管理及び市職員の連絡体制の整備等を図ることが必要である。

●業務継続体制の確保

大規模地震等が発生した場合、市の重要な業務が中断せずに実施できるよう、また、業務が中断した場合でも、いち早く機能を再開させるため業務継続計画（BCP）を策定することが重要である。市の業務継続計画（大規模地震編）については、平成 26 年 3 月に策定済であるが、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、より迅速かつ適切に業務が行えるよう、職員に対して計画の習熟を図る必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止

●防災体制の強化【再掲】

地域防災の担い手として、自治会やマンション管理組合を中心に計 138 の自主防災組織が結成されている（令和 4 年 9 月現在）。

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる必要がある。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助を促す取組を実施することも重要である。

一方、公助として市の防災体制については、引き続き食料や資器材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等により強化に努める必要がある。

●情報伝達手段の整備

災害発生時に市から災害情報を確実に発信できるよう、ホームページ、防災行政無線の新設、メール、LINE・フェイスブック・ツイッター以外の新たな SNS の導入、避難所への無線 LAN（Wi-Fi）の設置等、あらゆる通信手段の導入及び活用を検討する必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

●防災体制の強化【再掲】

地域防災の担い手として、自治会やマンション管理組合を中心に計 138 の自主防災組織が結成されている（令和 4 年 9 月現在）。

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる必要がある。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助を促す取組を実施することも重要である。

一方、公助として市の防災体制については、引き続き食料や資器材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等により強化に努める必要がある。

●情報伝達手段の整備【再掲】

災害発生時に市から災害情報を確実に発信できるよう、ホームページ、防災行政無線の新設、メール、LINE・フェイスブック・ツイッター以外の新たな SNS の導入、避難所への無線 LAN（Wi-Fi）の設置等、あらゆる通信手段の導入及び活用を検討する必要がある。

●メディアに対する情報提供

災害発生時に市から各メディア等に対し、被害情報、避難情報等を迅速かつ正確に提供できるよう、担当窓口の明確化し、情報提供手段を確保する必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

●防災体制の強化【再掲】

地域防災の担い手として、自治会やマンション管理組合を中心に計 138 の自主防災組織が結成されている（令和 4 年 9 月現在）。

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる必要がある。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助を促す取組を実施することも重要である。

一方、公助として市の防災体制については、引き続き食料や資機材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等により強化に努める必要がある。

●防災知識の啓発【再掲】

これまでに、あびこハザードマップを作成し配布している。引き続き、新たな災害の想定、指定避難場所等の指定・変更等にあわせて、掲載内容を更新し住民に配布する必要がある。

●防災拠点施設における非常用電源の確保【再掲】

災害発生時に防災拠点となる施設の情報通信機能を維持するため、非常用発電機及び蓄電池の整備、太陽光パネルの設置等の非常用電源を確保する必要がある。

●要配慮者の避難体制の整備【再掲】

災害時に住民が避難できるように住民の防災知識の普及啓発、自主防災組織による地域の避難体制を整備する必要がある。

特に、避難行動要支援者の安全を確保するために、「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿情報の利用及び提供を行うことにより、支援体制を構築する必要がある。

また、市等からの避難情報等を迅速に住民等に伝達するため、確実性の高い情報伝達手段を構築する必要がある。

●要配慮者利用施設の避難体制の整備【再掲】

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制について、施設の管理者・事業者等が避難確保計画を作成し、避難訓練を実施するよう支援する必要がある。

●外国人に対する防災知識の普及啓発

市内に在住する外国人や外国人旅行者が災害時に的確な行動がとれるよう外国語での防災広報、国際交流協会（A I R A）と連携した支援を実施する必要がある。

●情報伝達手段の整備【再掲】

災害発生時に市から災害情報を確実に発信できるよう、ホームページ、防災行政無線の新設、メール、LINE・フェイスブック・ツイッター以外の新たなSNSの導入、避難所への無線LAN（W i - F i）の設置等、あらゆる通信手段の導入及び活用を検討する必要がある。

●行政機能の強化【再掲】

災害発生時に市の公共施設及び市職員の被害を軽減し、市の機能を低下させることがないように、公共施設の安全管理及び市職員の連絡体制の整備等を図ることが必要である。

5 経済活動を機能不全に陥らせない。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

●民間建築物の耐震化等【再掲】

地震の揺れによる民間建築物の倒壊を防止するために、住宅・建築物の耐震化の促進を図り、住宅の安全対策を進める必要がある。

擁壁・ブロック塀等についても、地震の揺れ、液状化による倒壊を防止するため、建築物の確認申請等の機会をとらえ適合性を確認するとともに、広報紙やホームページ等を活用し知識を普及啓発する必要がある。

また、近年の空家増加に伴い、老朽化した空家の倒壊等を防止する必要性から、適切に管理されていない空家等の対策を行う必要がある。

●民間事業者における事業継続計画（BCP）の策定促進

民間事業者が、災害発生時に事業を再開し継続できるように、事業継続計画（BCP）の策定を支援する必要がある。

5-2 エネルギー供給の停止による社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響

●民間事業者における事業継続計画（BCP）の策定促進【再掲】

民間事業者が、災害発生時に事業を再開し継続できるように、事業継続計画（BCP）の策定を支援する必要がある。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

●民間建築物の耐震化等【再掲】

地震の揺れによる民間建築物の倒壊を防止するために、住宅・建築物の耐震化の促進を図り、住宅の安全対策を進める必要がある。

擁壁・ブロック塀等についても、地震の揺れ、液状化による倒壊を防止するため、建築物の確認申請等の機会をとらえ適合性を確認するとともに、広報紙やホームページ等を活用し知識を普及啓発する必要がある。

また、近年の空家増加に伴い、老朽化した空家の倒壊等を防止する必要性から、適切に管理されていない空家等の対策を行う必要がある。

●火災予防対策等の推進【再掲】

火災の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、防火対象施設に対して、検査、指導等を行い、火災予防を推進する必要がある。

5-4 陸上輸送ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

●防災体制の強化【再掲】

地域防災の担い手として、自治会やマンション管理組合を中心に計 138 の自主防災組織が結成されている（令和 4 年 9 月現在）。

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる必要がある。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助を促す取組を実施することも重要である。

一方、公助として市の防災体制については、引き続き食料や資機材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等により強化に努める必要がある。

●道路等の整備【再掲】

災害時の物資輸送を行うため、道路の耐震化を図り、かつ適切な維持管理を実施する必要がある。

また、橋梁について「我孫子市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき計画的に点検、補修、架け替え等の老朽化対策を行う必要がある。

●信号機の停電対策

停電により信号機が停止し、交通混乱が発生しないよう警察と連携して信号機の停電対策を進める必要がある。

5-5 金融サービス等の機能停止による生活・商取引等への甚大な影響

●民間事業者における事業継続計画（BCP）の策定促進【再掲】

民間事業者が、災害発生時に事業を再開し継続できるように、事業継続計画（BCP）の策定を支援する必要がある。

5-6 食料等の安定供給の停滞

●防災体制の強化【再掲】

地域防災の担い手として、自治会やマンション管理組合を中心に計 138 の自主防災組織が結成されている（令和 4 年 9 月現在）。

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる必要がある。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助を促す取組を実施することも重要である。

一方、公助として市の防災体制については、引き続き食料や資機材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等により強化に努める必要がある。

●産業の強靱化

災害時にも農商工業が継続的に事業を継続できるよう、平常時から事業の強靱化（レジリエンスの向上）に向けた支援を実施する必要がある。

●農地・農業用施設等の適切な保全管理

災害時の安定的な食料供給のため、食料供給生産基盤の強化と農業経営基盤の安定・強化を図るとともに、農地の雨水の貯留等の保全機能や延焼拡大防止等の潜在的機能を維持することも防災上重要である。

そのため、農業の持つ多面的機能を守るため、農地・農業施設の整備、遊休農地や耕作放棄地の発生防止と解消、農業者への支援等を実施する必要がある。

●民間事業者における事業継続計画（BCP）の策定促進【再掲】

民間事業者が、災害発生時に事業を再開し継続できるように、事業継続計画（BCP）の策定を支援する必要がある。

●道路等の整備【再掲】

災害時の物資輸送を行うため、道路の耐震化を図り、かつ適切な維持管理を実施する必要がある。

また、橋梁について「我孫子市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき計画的に点検、補修、架け替え

等の老朽化対策を行う必要がある。

5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

●水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利用等の取組の推進

現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める必要がある。

千葉県は、地形的及び地理的に水資源に恵まれないことから、水源の約3分の2を利根川水系に依存しており、安定した水資源に加え、雨水や再生水等を有効利用する取り組みを進める必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止

●再生可能エネルギーの有効利用

災害発生時に発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じる可能性がある。そのため、非常用発電機や自家発電設備、蓄電池の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るため、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を促進する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

●応急給水体制の整備【再掲】

災害時などに迅速かつ効率的な応急給水を実施できるよう自主防災組織等との連携を図って、応急給水訓練等を行い、応急給水体制を整備する必要がある。

また、応急給水栓、災害対策用井戸、簡易防災井戸の整備、災害協力井戸の利用に関する協定の締結等により、水の確保を行う必要がある。

●水道施設の耐震化・維持管理【再掲】

災害発生時に水道施設の被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できるよう、老朽管の更新工事、施設の計画的な更新及び維持管理を行う必要がある。

●水道の管理指導【再掲】

災害発生時の飲料水の安全を確保し衛生的な水が利用されるよう、水道等の布設及び管理を適正に行い、公衆衛生の向上及び生活環境の改善を図る必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

●下水道施設の整備・維持管理【再掲】

下水道施設について、大規模な地震発生時にも被害を最小限に止め機能を維持するため、「我孫子市下水道総合地震対策計画」に基づき、既存施設の耐震化を進めるとともに、避難所に下水道に直結したマンホールトイレを、順次整備する必要がある。

また、汚水処理施設等の長期機能停止を防止するため、下水道事業継続計画（BCP）の策定及び定期的な見直しを実施する必要がある。

●廃棄物処理施設の整備

災害時に発生する一般廃棄物を適切に処理するため、現施設の適正管理及び老朽化対策を行うとともに、令和5年度の稼働を目指し、新廃棄物処理施設を整備する必要がある。また、令和12年度からの稼働を目指し、新たな資源化施設を整備する必要がある。

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

●民間建築物の耐震化等【再掲】

地震の揺れによる民間建築物の倒壊を防止するために、住宅・建築物の耐震化の促進を図り、住宅の安全対策を進める必要がある。

擁壁・ブロック塀等についても、地震の揺れ、液状化による倒壊を防止するため、建築物の確認申

請等の機会をとらえ適合性を確認するとともに、広報紙やホームページ等を活用し知識を普及啓発する必要がある。

また、近年の空家増加に伴い、老朽化した空家の倒壊等を防止する必要性から、適切に管理されていない空家等の対策を行う必要がある。

●防災体制の強化【再掲】

地域防災の担い手として、自治会やマンション管理組合を中心に計 138 の自主防災組織が結成されている（令和 4 年 9 月現在）。

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる必要がある。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助を促す取組を実施することも重要である。

一方、公助として市の防災体制については、引き続き食料や資器材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等により強化に努める必要がある。

●災害に強い市街地の形成【再掲】

災害による延焼火災や落下物、倒壊物の防止を図り、快適でくらしやすいまちをつくるため、地区の特性をいかしながら、地区計画、建築物等の規制等により災害に強い市街地を形成する必要がある。

●道路等の整備【再掲】

災害時の物資輸送を行うため、道路の耐震化を図り、かつ適切な維持管理を実施する必要がある。

また、橋梁について「我孫子市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき計画的に点検、補修、架け替え等の老朽化対策を行う必要がある。

●信号機の停電対策【再掲】

停電により信号機が停止し、交通混乱が発生しないよう警察と連携して信号機の停電対策を進める必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。

7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

●消防体制の強化【再掲】

大規模火災の発生、市街地の拡大、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要の増大に対応するよう消防体制を構築する必要がある。

また、消防機材のみならず、消防水利を引き続き整備するとともに、既存の水利の機能を確保するために維持管理を行う必要がある。

●消防団の強化【再掲】

地域の災害対策の中核となる消防団について、装備品、施設等の整備、消防団員の入団促進等を行い、強化を図る必要がある。

また、大雨時に水防活動の中心となる水防団（消防団）が的確な活動を行えるよう、水防訓練等により技術、知識を高める必要がある。

●火災予防対策等の推進【再掲】

火災の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、防火対象施設に対して、検査、指導等を行い、火災予防を推進する必要がある。

●防災体制の強化【再掲】

地域防災の担い手として、自治会やマンション管理組合を中心に計 138 の自主防災組織が結成されている（令和 4 年 9 月現在）。

災害発生時に救助や避難といった地域での共助ができるように、自主防災組織連絡協議会の支援等により、自主防災組織の設立を促進する。既存の自主防災組織へは、資器材の交付、防災士や災害救援ボランティア育成への助成、訓練への支援を行い、地域防災力を向上させる必要がある。

また、家庭内備蓄や家具の固定等の広報による啓発を行い、自助を促す取組を実施することも重要である。

一方、公助として市の防災体制については、引き続き食料や資器材の備蓄、市内外事業所等との協定締結、防災無線の整備、防災訓練の実施等により強化に努める必要がある。

●災害に強い市街地の形成【再掲】

災害による延焼火災や落下物、倒壊物の防止を図り、快適でくらしやすいまちをつくるため、地区の特性をいかしながら、地区計画、建築物等の規制等により災害に強い市街地を形成する必要がある。

●緑地の確保【再掲】

「我孫子市緑の基本計画」に基づき、樹林地の保全、都市公園の確保・整備といった緑づくりを推進する必要がある。

また、土砂災害を防止するため、急傾斜地等の緑の保全、急傾斜地崩壊対策等のハード整備及び長寿命化計画を推進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

●民間建築物の耐震化等【再掲】

地震の揺れによる民間建築物の倒壊を防止するために、住宅・建築物の耐震化の促進を図り、住宅の安全対策を進める必要がある。

擁壁・ブロック塀等についても、地震の揺れ、液状化による倒壊を防止するため、建築物の確認申請等の機会をとらえ適合性を確認するとともに、広報紙やホームページ等を活用し知識を普及啓発する必要がある。

また、近年の空家増加に伴い、老朽化した空家の倒壊等を防止する必要性から、適切に管理されていない空家等の対策を行う必要がある。

●災害に強い市街地の形成【再掲】

災害による延焼火災や落下物、倒壊物の防止を図り、快適で暮らしやすいまちをつくるため、地区の特性をいかしながら、地区計画、建築物等の規制等により災害に強い市街地を形成する必要がある。

7-3 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

●水防機能の強化【再掲】

河川の氾濫を防ぐため、利根川・手賀川の重要水防箇所の強化、手賀沼の堤防、排水機場等の運用調整等の取り組みを国・県と連携して実施する必要がある。

●下水道施設の整備・維持管理

下水道施設について、大規模な地震発生時にも被害を最小限に止め機能を維持するため、「我孫子市下水道総合地震対策計画」に基づき、既存施設の耐震化を進めるとともに、避難所に下水道に直結したマンホールトイレを、順次整備する必要がある。

また、汚水処理施設等の長期機能停止を防止するため、下水道事業継続計画（BCP）の策定及び定期的な見直しを実施する必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響

●環境モニタリングの推進

原子力施設の災害等により放射性物質の拡散等から安全を確保し、住民等に的確に情報を提供するためには、平常時からモニタリング体制を構築する必要がある。また、建物倒壊に伴うアスベストの曝露等も考慮する必要がある。

7-5 農地等の荒廃による被害の拡大

●農地・農業用施設等の適切な保全管理【再掲】

災害時の安定的な食料供給のため、食料供給生産基盤の強化と農業経営基盤の安定・強化を図るとともに、農地の雨水の貯留等の保全機能や延焼拡大防止等の潜在的機能を維持することも防災上重要である。

そのため、農業の持つ多面的機能を守るため、農地・農業施設の整備、遊休農地や耕作放棄地の発生防止と解消、農業者への支援等を実施する必要がある。

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

●廃棄物処理施設の整備【再掲】

災害時に発生する一般廃棄物を適切に処理するため、現施設の適正管理及び老朽化対策を行うとともに、令和5年度の稼働を目指し、新廃棄物処理施設を整備する必要がある。また、令和12年度からの稼働を目指し、新たな資源化施設を整備する必要がある。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

●関係機関との災害対応訓練の実施

災害時において、被害状況の把握や応急措置などを、迅速かつ的確に対応できるよう、建設業協会等の関係機関と共に災害対応訓練を実施し、連携強化を図る必要がある。

●受援体制の整備【再掲】

警察・消防・自衛隊等の応援部隊を円滑に受け入れ、的確に被災者支援を実施するために、受援体制を構築する必要がある。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊による有形・無形の文化の衰退・損失

●文化財の保全

市にとってかけがえのない遺産である文化財を、後世に伝承するために、所有者の防災意識の向上、保存する施設の耐震化・不燃化、文化財の保管方法等の適正化を図り、災害から守る必要がある。

●地域におけるコミュニティ活動の推進

災害発生時の避難、避難所生活、仮設住宅での生活等においては、地域コミュニティが重要な役割を担うため、地域コミュニティ活性化基本方針に基づき、それぞれの地域にあったコミュニティづくりを進める。

令和3年1月現在190の自治会、10の近隣センターを管理運営するまちづくり協議会があり、今後も地域コミュニティ活性化基本方針に基づき、それぞれの地域にあったコミュニティづくりを進めていく必要がある。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態

●地籍調査の推進

災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧・復興に資するため、国土調査事業十箇年計画に基づき県の支援を受けて地籍調査を実施する必要がある。

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等の甚大な影響

●産業の強靱化【再掲】

災害時にも農商工業が継続的に事業を継続できるよう、平常時から事業の強靱化（レジリエンスの向上）に向けた支援を実施する必要がある。

●**農地・農業用施設等の適切な保全管理【再掲】**

災害時の安定的な食料供給のため、食料供給生産基盤の強化と農業経営基盤の安定・強化を図るとともに、農地の雨水の貯留等の保全機能や延焼拡大防止等の潜在的機能を維持することも防災上重要である。

そのため、農業の持つ多面的機能を守るため、農地・農業施設の整備、遊休農地や耕作放棄地の発生防止と解消、農業者への支援等を実施する必要がある。

我孫子市国土強靱化地域計画【基本計画編】

令和5年3月発行
(令和6年3月一部改訂)
(令和7年3月一部改訂)

我孫子市 企画総務部 企画政策課
市民生活部 市民安全課
〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地
電話 04-7185-1111 (代)
